

# 設計図書等作成要領

## 【 測量調査設計業務編 】

令和4年（2022年）10月

北海道建設部建設政策局建設管理課



# 目 次

## 【測量調査設計業務編】

1	設計図書について	業務 - 1
2	用語の定義	2
	2-1 契約図書の構成	
	2-2 契約関係用語の定義	
3	当初設計図書等の作成	6
	3-1 当初設計図書	
	3-2 当初参考資料	
	3-3 編さん順序	
	3-4 数量數位	
	3-5 留意事項	
4	変更設計図書等の作成	14
	4-1 変更設計図書	
	4-2 変更参考資料	
	4-3 編さん順序	
	4-4 積算上の留意点	
5	設計変更の契約条項の説明	20
	5-1 条件変更等（契約書第17条）	
	5-2 設計図書等の変更（契約書第18条）	
	5-3 業務の中止（契約書第19条）	
	5-4 業務に係る受託者の提案（契約書第20条）	
	5-5 業務委託料の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）	
6	設計変更の種類	22
	6-1 設計変更の定義	
	6-2 概数の確定による設計変更	
	6-3 軽微な設計変更	
	6-4 設計変更の区分別の変更内容	
7	設計変更の取扱い	24
	7-1 契約書第17条	
	7-2 契約書第18条	
	7-3 概数の確定による設計変更	
	7-4 軽微な設計変更	
	7-5 留意事項	
8	設計変更のフロー図	28
	8-1 設計変更の適用条項選択フロー図	
	8-2 設計変更の手続きフロー図	
9	設計変更理由記載例	35
	9-1 一般事項	
	9-2 設計変更上申書と理由書の表現等	
	9-3 設計変更理由記載例の選定フロー図	
	9-4 概数等発注	
	9-5 契約書第17条第1項第1～3号（設計図書間の不一致等）	
	9-6 契約書第17条第1項第4～5号（設計図書と現場の状態との不一致等）	
	9-7 契約書第18条	
	9-8 契約書第19条	
	9-9 契約書第20条	
	9-10 契約書第29条	

10	設計変更上申書等の記載例	業務 - 40
10-1	設計変更上申書（軽微の場合）	
10-2	設計変更上申書（第○回設計変更の場合）	
10-3	設計変更上申書（軽微総括の場合）	
10-4	不適合等確認報告書	
10-5	業務一時中止上申書	
10-6	概数として扱っていた数量の確定について	
11	設計変更に係るQ&A	46
11-1	概数等発注（共通編）	
11-2	概数等発注（測量業務編）	
11-3	概数等発注（地質調査業務編）	
11-4	概数等発注（設計業務編）	
11-5	契約書第17条	
11-6	契約書第18条・第19条・第20条・第21条・第22条等	
11-7	軽微な設計変更	
12	指定と任意の考え方	56
12-1	指定と任意の定義	
12-2	設計変更の取扱い	
13	設計変更の進め方	57
13-1	適用	
13-2	チェックポイント	
14	関連通達集等	58
14-1	建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領	
14-2	建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領の運用指針	
14-3	委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領	
14-4	委託業務における「設計成果の品質向上に係わる取組み」について	

## 【測量調査設計業務編】

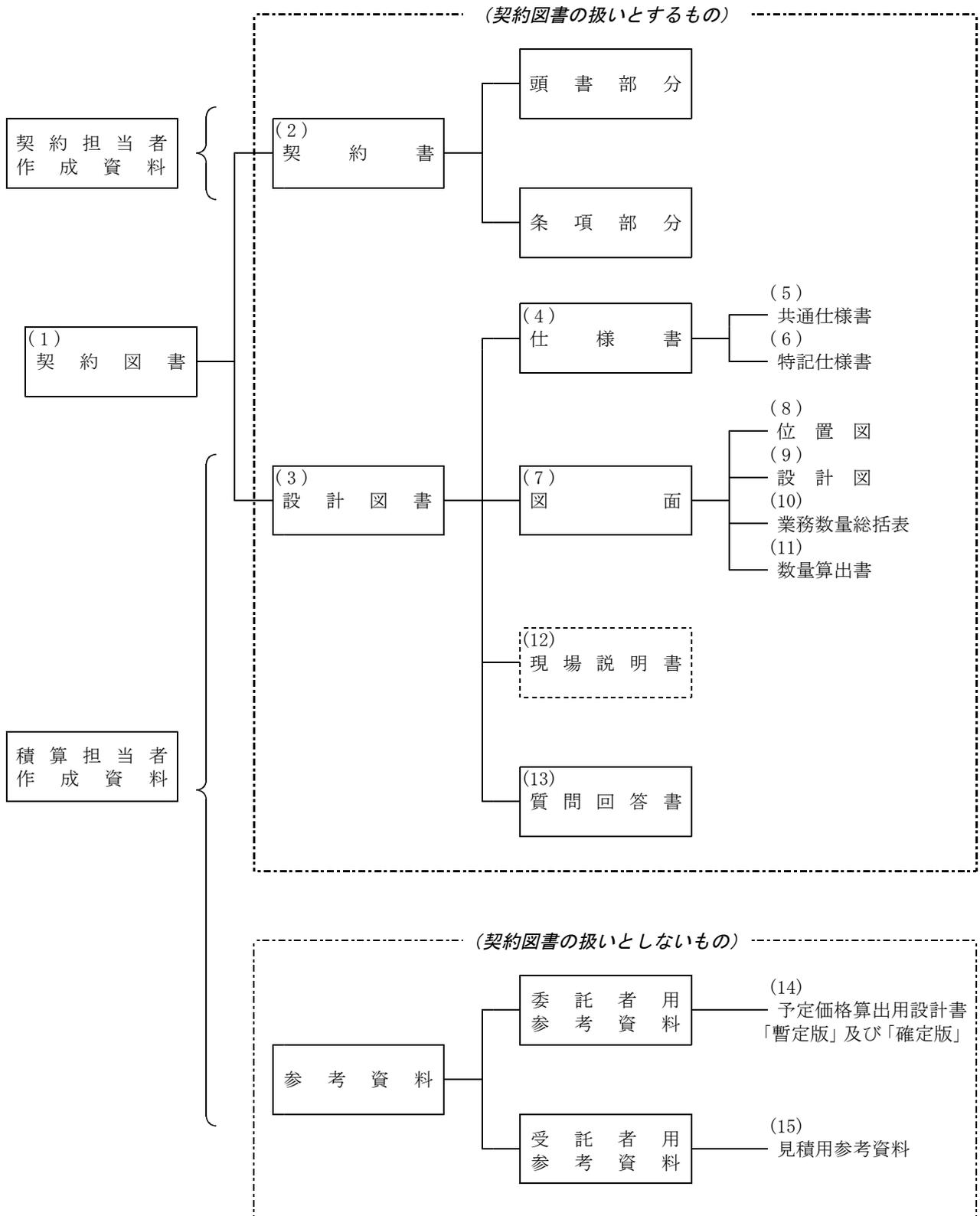
### 1 設計図書について

「公平な入札の確保」、「合意事項の明確化」及び「発注関係事務の効率化」を図るためには、適切な設計図書を作成する必要がある。

設計図書の作成に当たっては、本資料を参考にするとともに、建設部が制定する「土木事業委託積算基準」、「下水道事業委託積算基準」、「測量調査設計業務等共通仕様書」及び「土木工事工種体系化の手引き」等の諸基準により行う必要がある。

## 2 用語の定義

### 2-1 契約図書の構成



※ 括弧書きの数字は、「2-2 契約関係用語の定義」の番号を示す。

## 2-2 契約関係用語の定義

番号	用語	用語の定義	解説等
1	契約図書	<p>委託者、受託者双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。</p> <p>契約書（委託者と受託者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（成果品の規格・仕様や業務の作業内容等を規定するもの）を合わせて契約図書という。</p> <p>契約図書は、委託者と受託者双方における成果品を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。</p> <p><b>【契約図書は、契約における権利義務や成果品の規格・仕様、業務の作業内容等を規定している】</b></p>	<p>契約図書は、契約の業務委託料等の重要事項及び委託者と受託者の権利義務を定めた契約書と成果品の規格・仕様や業務の作業内容を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。</p> <p>よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、成果品の規格・仕様や業務の作業内容のほか、委託者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</p>
2	契約書	<p>委託者と受託者との間の権利義務関係を明確にしたもので、委託業務の名称、委託期間、業務委託料などの重要な契約事項が記載された書面の部分（いわゆる頭書と呼ばれる部分）と、業務委託料の変更、契約の解除等の委託者と受託者の権利義務などの内容を定めている条項部分を併せたものをいう。</p> <p><b>【契約書は、契約図書の一部】</b></p>	<p>条項部分は、全業務に共通する基本的な条項のほか、業務ごとの事情に応じて適宜使用する条項がある。</p> <p>適宜使用する条項としては、現場調査業務を委託する場合に使用するもの（第25条及び28条）、前払い金を支払う場合に使用するもの（第33条から35条）がある。</p>
3	設計図書	<p>仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、業務数量総括表、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。</p> <p><b>【設計図書は、契約図書の一部】</b></p>	<p>設計図書は、委託者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。</p> <p>契約締結後、受託者は、この設計図書を点検し、これに基づいて成果品を完成させ、委託者に引き渡すこととなる。</p>
4	仕様書	<p>作成する成果品の規格・仕様のほか、業務の実施に際して必要となる作業内容及び業務履行上の制約条件などを示すものであり、これらを詳細に記載した書面をいう。</p> <p>仕様書には、各業務に共通する共通仕様書と、各業務ごとの内容に応じて規定される特記仕様書があり、総称して仕様書という。</p> <p><b>【仕様書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>契約書で定めた権利義務に基づき業務を履行するため、規格・仕様・履行条件等を仕様書にて定めなければならない。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
5	共通仕様書	<p>契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定めたもののうち、あらかじめ各業務に共通する内容を盛り込み作成した書面をいう。</p> <p><b>【共通仕様書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>受託者は、業務を履行するにあたり、契約図書に（成果品の規格・仕様や作業方法等）特別の定め（特記事項）がない場合は、共通仕様書に記載されている内容を遵守し、履行方法等を自らの責任において定めることとなる。</p>
6	特記仕様書	<p>共通仕様書で定められていないものや定められている事項と異なる場合等において、共通仕様書を補完するために業務固有の要求事項及び業務履行上の制約事項を定める書面をいう。</p> <p><b>【特記仕様書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>委託者は、既存資料等から現場条件を勘案し、予定価格の根拠を算出している。その際に想定した現場条件は、限られた資料から抽出するものであり、業務履行時に確認される詳細の現場条件と一致しないことも予想されるため、委託者が想定した現場条件も特記仕様書で明示する必要がある。</p>
7	図面	<p>業務の範囲や作業内容の量的なものを一定のルールに基づき視覚的に表現した図や表で、位置図、設計図、業務数量総括表、数量算出書をいう。</p> <p><b>【図面は、設計図書の一部】</b></p>	<p>図面は、業務の全体を表示し、これによって履行されるものであることから、作成に当たっては、誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とするとともに、必要な現場条件を明示することで、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p>
8	位置図	<p>地形図に業務箇所を記載した書面をいう。</p> <p><b>【位置図は、設計図書の一部】</b></p>	<p>現場条件を明確化するため、業務箇所のほか、必要に応じて現場条件を明示する。</p>
9	設計図	<p>成果品作成に用いる既調査成果品や業務箇所の現場条件を図示した書面をいう。（平面図、縦断面図、横断面図、地質平面・断面図、ボーリング柱状図等）</p> <p><b>【設計図は、設計図書の一部】</b></p>	<p>既調査成果品を貸与品とする場合は、成果品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を特記仕様書で明示する。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
10	業務数量 総括表	<p>契約条件の明確化を図るため、業務内容を構成する種別や細別などの項目と、項目ごとの規格・数量を、受託者が契約上制約されるもの（契約事項）とされないもの（非契約事項）に区分し、一覧的に記載した書面をいう。</p> <p><b>【業務数量総括表は、設計図書の一部】</b></p>	<p>現場条件等の変更が生じた場合、非契約事項であっても、適正な変更予定価格算定の基礎となることから、設計変更の対象とする。</p> <p>契約上、制約される事項（作業内容）は、仕様書で規定する必要がある。</p> <p>摘要欄に積算上の現場条件を明示することにより、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p>
11	数量算出書	<p>業務を履行する上で必要となる項目ごとの数量を既存資料等を基に算出し、取りまとめた書面をいう。</p> <p><b>【数量算出書は設計図書の一部】</b></p>	<p>業務数量総括表の基礎資料であり、作業内容・現場条件を明確化する上で必要不可欠なものである。</p>
12	現場説明書	<p>業務の入札前に、入札参加者に対して、委託者が当該業務の契約条件を説明するための書面をいう。</p> <p><b>【現場説明書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>建設部では、現場説明において入札予定者同士が入札前に会うことになるので、談合防止の観点から、原則として現場説明は行わないこととしているため、図面に表示し難い現場条件については、特記仕様書にて明示する。</p>
13	質問回答書	<p>入札参加者からの質問に対して、委託者が回答する書面をいう。</p> <p><b>【質問回答書は、設計図書の一部】</b></p>	<p>回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧による公表等を行う必要がある。</p>
14	予定価格算 出用設計書	<p>業務数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「土木事業委託積算基準」や「土木工事工種体系化の手引き」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。</p> <p>設計変更が生じた場合にも、業務委託料変更に当たり、受託者と協議する根拠となるものである。</p> <p><b>【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</b></p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な業務委託料を決定するための重要な資料である。</p> <p>会計検査等においては、この書類で受検し業務委託料の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p>
	(暫定版)	<p>積算担当者が作成したものを予定価格算出用設計書(暫定版)という。</p>	<p>積算担当者が積算条件等を入力して作成したもの。</p>
	(確定版)	<p>本所管理者が再計算処理して作成したものを予定価格算出用設計書(確定版)という。</p>	<p>再計算システムに登録されている管理職(本所管理者)が入札日直近の最新単価を用いて作成したもの。</p>
		<p><b>【予定価格算出用設計書(暫定版)及び予定価格算出用設計書(確定版)は、参考資料の一部】</b></p>	
15	見積用 参考資料	<p>適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。</p> <p><b>【見積用参考資料は、参考資料の一部】</b></p>	<p>見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。</p>

### 3 当初設計図書等の作成

#### 3-1 当初設計図書

(1) 設計図書（特記仕様書、位置図、業務数量総括表）

設計図書として、特記仕様書、位置図及び業務数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 表紙

- (7) 施行年度、業務名及び所属名を記載する。
- (4) 審査欄及び押印は必要としない。

イ 特記仕様書

特記仕様書は、当該業務の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

(7) 測量調査設計業務等共通仕様書で規定されていない事項

- a 成果品の種類毎の納品形態
- b 成果品の規格、部数
- c 貸与する資料の名称、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期
- d 業務の作業内容毎の実施方法及び留意事項
- e 「土木工事積算基準等」の取扱い
- f 「概数」の取扱い
- g 「非契約事項（数量）」の取扱い

(4) 履行条件の明示事項

- a 交通誘導警備員、熊対策ハンター等の安全対策について
- b 関係機関、他委託業務との調整及び近隣施設等により、工程に制約を受ける場合の条件
- c 濁水、騒音、振動等の環境に関する対処方法
- d 廃棄物等の処理方法
- e 協議・打合せの回数、履行段階及び場所
- f 積算基準に係る補正率算定の基礎となる積算上想定した現場条件

(ウ) 「イ 特記仕様書 (7) e～g」の記載例

「土木工事積算基準等」

- 1 本設計図書は北海道建設部が制定した「土木事業委託積算基準」、「下水道事業委託積算基準」及び「土木工事工種体系化の手引き」に基づき作成している。
- 2 「土木事業委託積算基準」及び「下水道事業委託積算基準」において定められている諸基準を、次のとおり扱っている。  
本業務の実施に際して必要となる作業項目については、委託者が想定した現場条件等から各積算基準で定める作業区分により、必要項目を判断し計上しているため、作業項目に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。
- 3 「土木工事工種体系化の手引き」において定められている事項については、次のとおり扱う。  
規格・摘要欄に明示した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。

「概数」

- 1 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。  
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
- 2 概数として扱っている事項の履行に当たっては、履行前に業務担当員と協議すること。  
なお、数量の確認ができない場合を除き、履行前に数量を確定すること。

「非契約事項（数量）」

業務数量総括表の各項目において括弧書きで示した数量は、契約事項とならないものの数量である。ただし、概数の確定や条件変更等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。

(エ) 「概数として扱う数量一覧表」の作成例

(北海道土木工事設計積算電算システム出力例)

概数として扱う数量一覧表

項目・工種・種別・細別	業務名	○○××線 道路改良工事 地質調査	当初	業種		摘要
				項目		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
一般調査		式		1		
直接調査費		式		1		
機械ボーリング		式		1		
土質ボーリング (ノンコアボーリング)	粘性土・シルト50m以下1.00 鉛直下方1.00 φ66mm	m		10		概数
土質ボーリング (ノンコアボーリング)	礫混じり土砂50m以下1.00鉛 直下方1.00 φ66mm	m		10		概数
サウンディング及び原位置試験		式		1		
標準貫入試験	粘性土・シルト	回		10		概数
標準貫入試験	礫混じり土砂	回		10		概数

#### ウ 位置図

(7) 位置図は、国土交通省国土地理院が無償提供している電子地図データ（電子国土配信データ）を用い所定の様式（位置図様式）に貼付し、次の内容を記載する。

なお、電子地図データを用いない場合は、出張所管内図、河川図又は道路路線図等の原稿図面（複写不可）を用いて作成する。

##### a 業務箇所及び、現場条件

(a) 業務名

(b) 業務箇所：業務箇所の住所

(c) 範囲：起・終点部の緯度経度

##### b 必要に応じて、河川管理区分や保安林などの現場条件

(4) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

#### エ 業務数量総括表

業務数量総括表は、当該業務における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。

(7) 業務数量総括表は、「土木工事工種体系化の手引き」により作成する。

(4) 非契約事項は、細別（レベル4）を括弧書きで記載し契約事項との区分が明確となるようにする。

(4) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

#### オ 作成部数

設計図書は、委託者用及び業務担当員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受託者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

### (2) 設計図

設計図は、成果品の作成に用いる既調査成果品や業務箇所の現場条件を明示した図で、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

#### ア 作成要領

(7) 既調査成果品として平面図がある場合は、赤色着色や旗上げ等を行い、当該業務の実施位置を明示する。

(4) 既調査成果品として平面図以外の図面がある場合は、必要に応じて(7)と同様な明示を行う。

(4) 既調査成果品を貸与品とする場合は、成果品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を特記仕様書で明示する。

#### イ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

#### ウ 作成部数

設計図は、委託者用及び業務担当員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受託者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

### (3) 数量算出書

数量集計表及び数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

#### ア 数量集計表

数量集計表は、業務数量総括表に用いる数量の根拠となる資料である。

なお、地区分けのない場合等、数量の取りまとめを特に必要としないときは、作成しなくても良い。

#### イ 数量算出書

数量算出書は、数量集計表の算出の根拠となる資料である。

#### ウ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

#### エ 作成部数

数量算出書は、委託者用及び業務担当員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受託者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。



### 3-2 当初参考資料

#### (1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）

予定価格算出用設計書（暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

##### ア 表紙

(7) 施行年度、業務名及び所属名を記載する。

(4) 設計書の審査欄には、所属長（出張所長、事業課長等）、事業を所管する課長（道路課長、治水課長、用地課長等）、入札契約課長及び事業室長、決裁権者が押印することを原則とする。

##### イ 積算情報

積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。

設計書番号、設計者名、出張所名、適用単価、積算基準日、入札日（開札日）、積算（再計算）処理日及び、積算時想定業務期間を記載する。

##### ウ 業務概要一覧表

業務概要一覧表は、当該業務の主な概要を一覧にする。

業務規模（調査延長、幅、面積等）や主な調査・設計対象物の概要（名称、形式、量等）を記載する。

##### エ 業務費総括表

業務費総括表は、業務の各費目毎の金額を示しており、経費の配分に使用する。

##### オ 諸経費情報

諸経費情報は、その他原価の割合や一般管理費等の割合の情報を記載する。

##### カ 設計内訳書

設計内訳書は、測量業務価格、一般調査業務価格、解析等調査業務価格、設計業務価格を合算し、業務費を算出する。

(7) 規格欄（レベル5）には、縮尺、規格、土質、試験・調査方法等の必要事項を記載する。

(4) 諸経費は、各業務価格ごとに算出する。

(9) 設計内訳書の各金額は、土木事業委託積算基準に別途定めのある場合を除き円止め（円未満切捨て）とする。

(5) 各業務価格及びその合計については、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止めとする。

##### キ 諸経費計算書

諸経費計算書は、業務毎に諸経費の対象額や率等の情報を記載する。

##### ク 内訳書

内訳書は、設計内訳書の細別（レベル4）に対する単位当り金額を算出する。

##### ケ 単価表

1次単価表は細別に対する単位当り金額を算出する。

2次単価表以下はその上位単価表に対する単位当り金額を算出するが、参考資料として作成する。

単価表には、名称、規格／条件、単位、数量、単価及び単価適用日、歩掛適用日、労務調整区分を記載する。

##### コ 登録単価

登録単価は、登録単価、個人用損料がありそれぞれ作成する。

コード、名称、規格、単位、単価、登録年度、登録月及び備考について記載する。

(7) 資材単価の策定は、「工事中資材設計単価策定要領」による。

(4) 見積りによる作業費の策定は、「調査設計業務委託見積歩掛策定要領」による。

(9) 道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び、見積りに基づくものは、[道建設部策定単価]、[地方資材単価]、[刊行物単価]、「実勢価格調査単価」又は、[見積策定単価]と明記する。

(5) 刊行物、実施価格調査、見積り等により単価を策定したものは、（暫定版）に添えた単価算定資料等を別綴りのまま、（確定版）に別に綴り添えること。

##### サ 集計リスト

集計リストは、機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他に分けて作成し、予定価格算出用設計書に計上した機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他について、名称・規格毎の単位、設計数量、単位、金額及び摘要を記載する。

##### シ 作成部数

予定価格算出用設計書（暫定版）は、積算担当者が委託者用を紙ベースで1部作成する。

(1) - 2 単価算定資料等

ア 単価算定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積り等により単価を策定した場合の策定根拠を次のとおり編さんする。

(7) 見積書による単価策定書

見積書による単価策定書の複写(様式-3のみ)を添付する。

(4) 刊行物による単価策定書

刊行物による単価策定書及び、刊行物の表紙・該当頁の複写を添付する。

イ 作成部数

(7) 単価算定資料等は、積算担当者が委託者用を紙ベースで1部作成する。

(4) 単価算定資料等の業務担当員用は、予定価格算出用設計書の業務担当員用と併せて入札終了後に紙ベースで1部作成する。

ウ 単価算定資料等は別冊にし策定根拠として予定価格算出用設計書に添えること。

また、再計算を行った場合は、予定価格算出用設計書(確定版)に別に綴り添え換えること。

(2) 予定価格算出用設計書(確定版)

予定価格算出用設計書(確定版)の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては、「(1)-1 予定価格算出用設計書(暫定版)」と同様とする。

ア 表紙

(7) 施工年度、業務名、再計算処理日、入札用積算済及び所属名を記載する。

(4) 予定価格算出用設計書(確定版)には、出力後に再計算処理者、出力者及び決裁権者が押印することを原則とする。

イ 作成部数

(7) 予定価格算出用設計書(確定版)は、委託者用を紙ベースで1部作成する。

(4) 予定価格算出用設計書の業務担当員用は、入札終了後に紙ベースで1部作成する。

(3) 見積用参考資料

見積用参考資料の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

設計者名及び積算(再計算)処理日を空白にして作成する。

ウ 業務概要一覧表

予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 諸経費情報

金額欄を空白にして作成する。

オ 設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

カ 諸経費計算書

金額、諸経費率を空白にして作成する。

キ 内訳書

単価・金額欄を空白にして作成する。

ク 単価表

単価・金額欄を空白にして作成する。

ケ 登録単価、集計リスト

単価・金額欄を空白にして作成する。

コ 作成部数

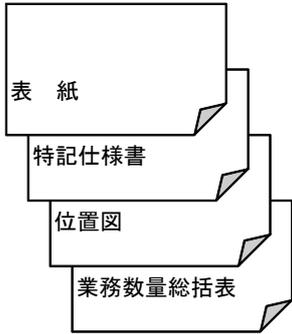
(7) 見積用参考資料は、入札参加者閲覧用及び受託者用として、紙ベースと同様のものを電子データ(PDF)で作成する。

(4) 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用(出張所用等)として紙ベースで1部作成する。

### 3-3 編さん順序

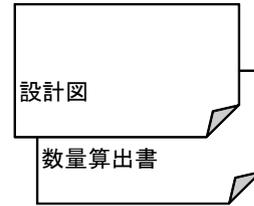
#### (1) 当初設計図書

【設計図書】



委託者用、業務担当員用、受託者用  
(閲覧)

【図面】

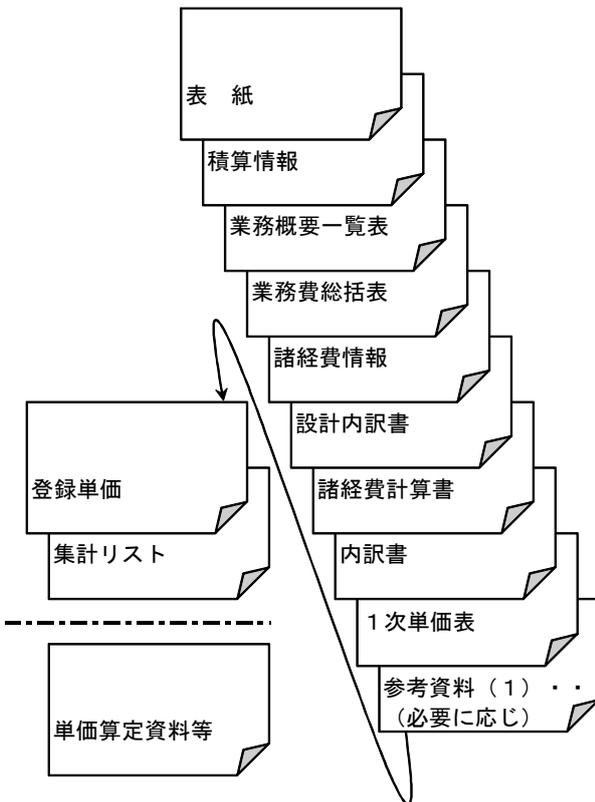


委託者用、業務担当員用、受託者用  
(閲覧)

#### (2) 当初参考資料

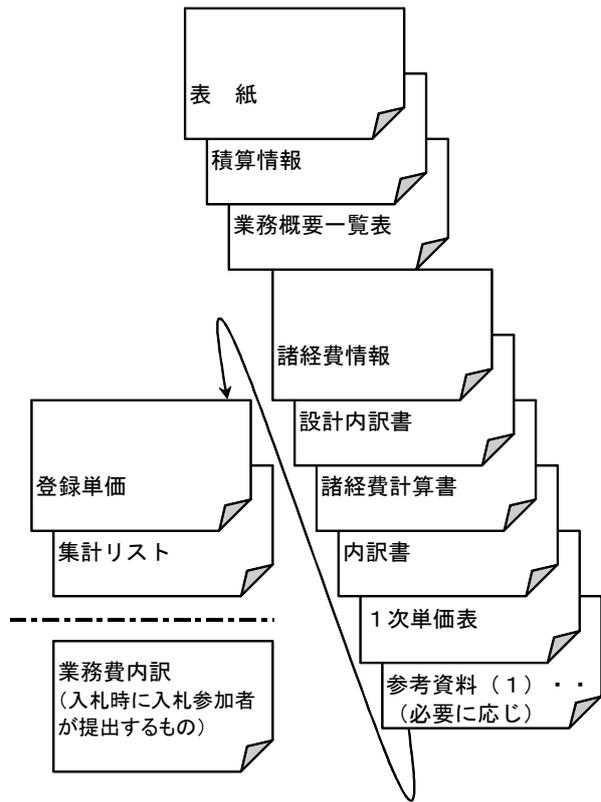
【予定価格算出用設計書（暫定版）】

【予定価格算出用設計書（確定版）】



※単価算定資料等は別冊にする  
委託者用、業務担当員用

【見積用参考資料】



受託者用 (閲覧)  
質問対応用 (出張所用等)

### 3-4 数量数位

#### (1) 業務数量総括表・予定価格算出用設計書の数量数位

ア 業務数量総括表及び予定価格算出用設計書の設計内訳書において、数量欄に計上する数量の単位及び数位は、次のとおりとする。

(7) 単位及び数位は、「北海道建設部土木工事工種体系化の手引き 第2章 業務工種体系構成表」(以下「体系構成表」という。)で定める設計数量総括表単位及び数位とする。

(4) 体系構成表以外の細別(レベル4)を定める必要が生じた場合は、体系構成表及び業務内容等を勘案して適正に設計数量総括表単位及び数位を定めるものとする。

イ 予定価格算出用設計書の単価算出調書において、数量欄に計上する数量は、「【請負工事編】3-4 数量数位 表3」によるものとする。

ウ 計上する数量は、算出された数量を各々の数位に、四捨五入して求めるものとする。

エ 計上する数量が各々の数位に満たない場合は、有効数字1桁(有効数字2桁目四捨五入)の数量とする。

### 3-5 留意事項

#### (1) 特記仕様書

ア 効率的な設計変更処理を行うためには、予定価格算出用設計書作成時に想定した現場条件等も設計図書で明示する必要がある。特に設計図では分かり得ない現場条件については、特記仕様書や業務数量総括表の摘要欄に明示しておくことが重要である。

イ 積算上想定した現場条件の代表例

補正及び変化率算定の基礎となる作業・現場条件

(7) 測量業務

地域別内訳(耕地(平地)、原野(丘陵地)等)、平均測量幅等

(4) 地質調査業務

機械ボーリングにおけるせん孔深度区分(50m以下、50~80m以下等)、地すべり調査〔解析〕における新規調査種目数等

(7) 設計業務

詳細設計における予備設計の有無、橋梁設計における橋長、樋門設計におけるスパン数区分等

ウ 積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、「土木工事工種体系化の手引き」を参照すること。

#### (2) 位置図

測量業務などでは、設計図がない場合があり、現場条件を明示できる図が位置図のみとなる場合がある。

こうした場合には、保安林、河川の管理区分や砂防指定地等が記載された縮尺5万分の1の地形図等を用いて、現場条件を明示する必要がある。

#### (3) 業務数量総括表

ア 摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。

イ 規格(レベル5)欄には、必要事項を必ず明示する。

ウ 該当工種に必要な細別(レベル4)がない場合は、「土木工事工種体系化の手引き」の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。

#### (4) 設計図

既調査成果品の図面(地形調査図、地質調査図、全体計画図、概略設計図等)は、成果である設計図の作成に用いたり、業務箇所の現場条件を明示するため、設計図として添付する必要がある。

なお、既調査成果品を貸与品とする場合は、設計図とする必要はない。

ただし、成果品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を特記仕様書で明示する。

#### (5) 積算基準日

予定価格算出用設計書作成時の積算基準日は入札日(開札日)とする。

## 4 変更設計図書等の作成

### 4-1 変更設計図書

#### (1) 変更設計図書

変更設計図書は、「3-1 当初設計図書」と同様に作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

#### ア 表紙

当初設計図書と同様に記載するほか、業務名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

#### イ 設計変更理由書

変更する理由及び内容を、明確かつ簡潔に記載する。

#### ウ 特記仕様書

(ア) 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

(イ) 概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。

また、この確定処理が2回以上となる場合は、既に確定処理を行った数量を「確定済」と明示する。

(北海道土木工事設計積算電算システム出力例-1)

#### ※ 第1回設計変更の事例

概数として扱う数量一覧表

項目・工種・種別・細別	業務名 ○○××線 道路改良工事 調査設計	規格	単位	前回数量	1回変更		摘要
					業種 項目	数量増減	
基準点測量			式	1	1		
基準点測量			式	1	1		
3級基準点測量			式	1	1		今回確定処理
3級基準点測量		永久標識設置あり伐採含まない	点	10	12	2	確定
基準点設置		コンクリート杭設置12点	点	10	12	2	確定
4級基準点測量			式	1	1		
4級基準点測量		永久標識設置なし伐採含まない	点	50	55	5	確定
一般調査			式	1	1		
直接調査費			式	1	1		
機械ボーリング			式	1	1		
土質ボーリング (ノンコアボーリング)		粘性土・シルト50m以下1.00 鉛直下方1.00φ66mm	m	10	10	0	概数
土質ボーリング (ノンコアボーリング)		礫混じり土砂50m以下1.00鉛 直下方1.00φ66mm	m	10	10	0	概数

(北海道土木工事設計積算電算システム出力例-2)

※ 第2回設計変更の事例

概数として扱う数量一覧表

項目・工種・種別・細別	業務名 ○○××線 道路改良工事 調査設計	単位	前回数量	今回数量	2回変更		概要
					業種	項目	
基準点測量		式	1	1			
基準点測量		式	1	1			
3級基準点測量		式	1	1			すでに確定処理
3級基準点測量	永久標識設置あり伐採含まない	点	12	12	0		確定
基準点設置	コンクリート杭設置12点	点	12	12	0		確定
4級基準点測量		式	1	1			
4級基準点測量	永久標識設置なし伐採含まない	点	55	55	0		確定
一般調査		式	1	1			
直接調査費		式	1	1			
機械ボーリング		式	1	1			今回確定処理
土質ボーリング (ノンコアボーリング)	粘性土・シルト50m以下1.00 鉛直下方1.00φ66mm	m	10	12	2		確定
土質ボーリング (ノンコアボーリング)	礫混じり土砂50m以下1.00鉛 直下方1.00φ66mm	m	10	12	2		確定

エ 位置図

現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

オ 業務数量総括表

- (ア) 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。
- (イ) 概要欄については、変更後の内容を記載する。
- (ウ) 規格（レベル5）が変更となった場合は、新たな細別（レベル4）を追加する。

カ 作成部数

変更設計図書は、委託者用及び業務担当員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受託者用として、受託者と業務担当員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

## (2) 変更設計図

ア 変更設計図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

(ア) 現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。

(イ) 変更図面は、表題付近の余白に「第〇回設計変更」と朱書きする。

(ロ) 変更図面は、前回は黄色、今回は赤色で着色する。

なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。

(ハ) 数量等に変更が生じる場合は、前回数値（下段、黄色）と今回数値（上段、赤色）を2段書きとする。

(ニ) 一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。

イ 作成部数

変更設計図は、委託者用及び業務担当員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受託者用として、受託者と業務担当員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

## (3) 変更数量算出書

変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 変更数量集計表

(ア) 前回の数量から記載内容が変更となる数量集計表を添付する。

(イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

イ 変更数量算出表

(ア) 前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。

(イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

ウ 作成部数

変更数量算出書は、委託者用及び業務担当員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受託者用として、受託者と業務担当員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

## 4-2 変更参考資料

### (1) 変更予定価格算出用設計書

変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、業務名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載する。

ウ 業務概要一覧表

前回と今回の業務概要を併記する。

エ 業務費総括表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

オ 新業務委託料算出表

変更後の業務委託料を算出する。

(ア) 算出方法

新業務委託価格 = (新業務価格 × 現業務委託価格) / 現業務価格

(イ) 新業務価格は、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止めとする。

(ロ) 500千円以上の業務価格で、現業務委託価格が万円単位以上の場合の新業務委託価格は、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ハ) 500千円未満の業務価格で、現業務委託価格が千円単位以上の場合の新業務委託価格は、千円止め（千円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ニ) 500千円以上の業務価格で、現業務委託価格が万円単位未満の場合及び、500千円未満の業務価格で、現業務委託価格が千円単位未満の場合の新業務委託価格は、現業務委託価格の有効桁数と同桁止め（有効桁数以下切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

カ 諸経費情報

キ 設計内訳書

(ア) 各業務価格及びその合計については、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止めとする。

(イ) 数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

ク 諸経費計算書

ケ 内訳書

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる内訳書のみ添付する。

コ 単価表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる単価表のみ添付する。

サ 登録単価、集計リスト

シ 作成部数

変更予定価格算出用設計書は、委託者用及び業務担当員用の2部を紙ベースで作成する。

(2) 変更見積用参考資料

変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受託者から希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、業務名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

なお、審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名及び積算（再計算）処理日を空白にして作成する。

ウ 業務概要一覧表

変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 新業務委託料算出表

金額欄を空白にして作成する。

オ 諸経費情報

金額欄を空白にして作成する。

カ 設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

キ 諸経費計算書

金額、諸経費率を空白にして作成する。

ク 内訳書、単価表

単価・金額欄を空白にして作成する。

ケ 登録単価、集計リスト

単価・金額欄を空白にして作成する。

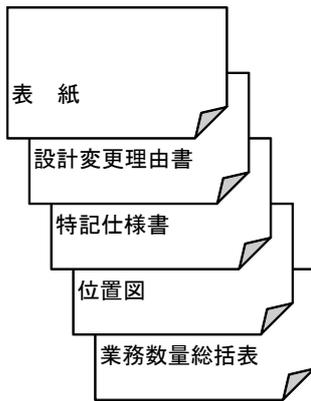
コ 作成部数

変更見積用参考資料は、受託者と業務担当員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

### 4-3 編さん順序

#### (1) 変更設計図書

##### 【変更設計図書】



委託者用、業務担当員用、受託者用

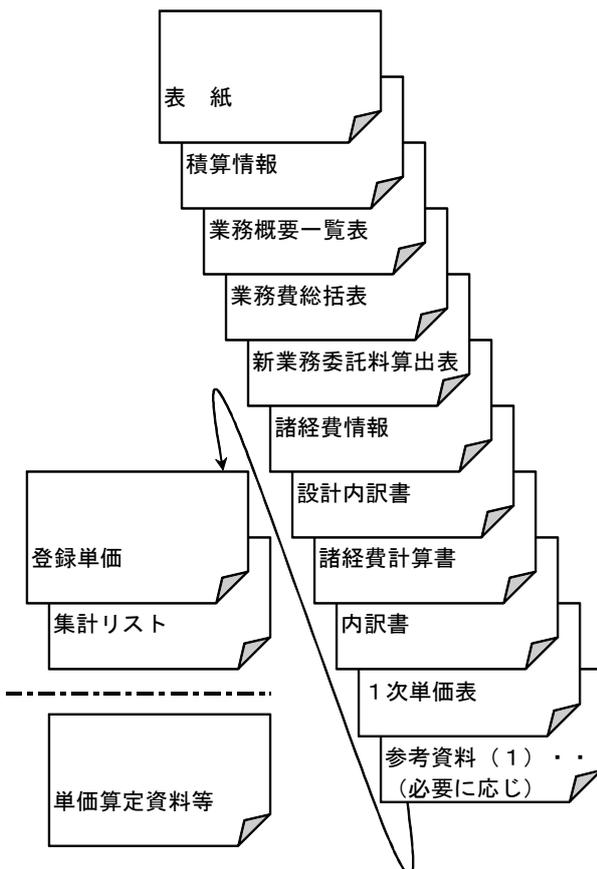
##### 【変更図面】



委託者用、業務担当員用、受託者用

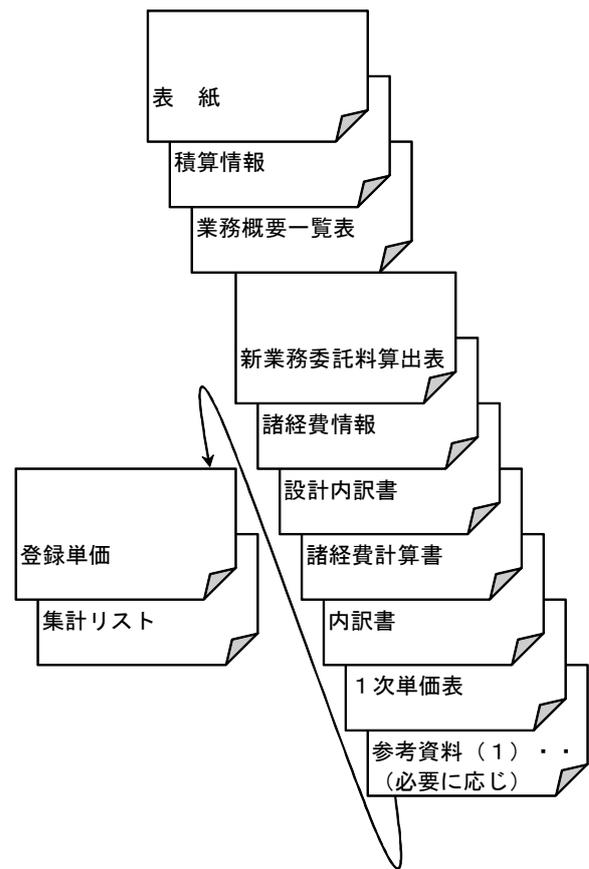
#### (2) 変更参考資料

##### 【変更予定価格算出用設計書】



委託者用、業務担当員用

##### 【変更見積用参考資料】



受注者用

#### 4-4 積算上の留意点

- (1) 技術経費の算出における「工種区分」の取扱いについて  
設計変更により金額が増減し、支配的な工種に変更が生じる場合でも、当初設計に用いた技術経費率とする。  
なお、工種毎の技術経費率については、「土木事業委託積算基準」及び「下水道事業委託積算基準」による。
- (2) 冬期屋外作業の労務歩掛補正の取扱いについて  
委託期間の延伸短縮が生じる場合でも当初設計の補正率による。
- (3) 積算歩掛、単価及び諸経費  
変更予定価格算出用設計書の積算に伴う「歩掛」、「材料・労務・機械等の単価」及び「諸経費」の取扱いについては、原則として次表のとおりとする。

設計変更の種類	積算歩掛	積算単価	諸経費
概数確定による設計変更	既契約時点の歩掛	既契約時点の単価	既契約時点の諸経費
通常の設計変更			

- (注) 1 「概数確定による設計変更」  
概数として扱った数量を確定し、それを設計変更する場合をいう。
- 2 「通常の設計変更」  
契約書第17条、第18条及び第20条により設計変更する場合をいう。

## 5 設計変更の契約条項の説明

### 5-1 条件変更等（契約書第17条）

本条は、設計図書の相互間に内容的な一致を欠く場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された履行条件が実際と一致しない場合、業務の履行条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における受託者の通知義務と委託者及び受託者のとるべき措置について規定したものである。

条件変更の理由	解 説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、業務数量総括表、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条 第1項第1号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、受託者として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条 第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務の履行に当たってどのように履行してよいか判断がつかない場合等のことである。	第17条 第1項第3号
(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。	設計図書で示された自然的な履行条件とは、例えば、測量する現地の地形、調査・設計する箇所の地形・地質などがあげられ、人為的な履行条件としては、業務箇所における国立・国定公園や保安林などの指定状況、通行道路、業務に関係する法令等があげられる。	第17条 第1項第4号
(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。	自然的な履行条件としては、業務箇所の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられる。 人為的な履行条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等があげられる。	第17条 第1項第5号

### 5-2 設計図書等の変更（契約書第18条）

本条は第17条「条件変更等」における履行条件の変更等とは異なり、委託者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

設計図書の変更理由	解 説	適用条項
調査内容、設計工法等の変更	委託者自らの意思により設計図書を変更させる場合がある。	第18条

### 5-3 業務の中止（契約書第19条）

受託者の帰責事由によらずに業務の履行ができないと認められる場合には、受託者が業務を履行する意思を持っていても業務を履行することができず、事実上、業務を中止せざるを得ない。このような場合には、委託者が業務の中止を受託者に命じなければならないという義務規定であり、委託期間又は業務委託料の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中止の理由	解 説	適用条項
(1) 土地所有者等の承諾を得られない、又は天候その他不可抗力による中止	委託者の義務である地元関係者との交渉等（第11条）が行われない又は土地への立入り（第12条）が承諾されないために履行できない場合、設計図書と実際の履行条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため履行を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による業務箇所の占拠や著しい威嚇行為、業務箇所の地形等の変動などの理由で、業務を履行できないと客観的に認められ、業務の全部又は一部の履行を中止しなければならない場合である。	第19条第1項
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	前項の規定による中止以外で、委託者の意思で業務の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、業務を続行させると設計変更時の業務の手戻りが大きくなると委託者が判断する場合等である。	第19条第2項

### 5-4 業務に係る受託者の提案（契約書第20条）

本条は、受託者が設計図書の内容又は委託者による業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法等を発見、発案したときに、委託者に対してその変更内容を提案でき、委託者は必要に応じてその内容を踏まえこれらの内容の変更を行うこと等を規定したものである。

### 5-5 業務委託料の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）

本条は、業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算制度上や予算運営上等の理由がある場合には、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

## 6 設計変更の種類

### 6-1 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている成果品の規格・仕様、作業内容及び履行条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

### 6-2 概数の確定による設計変更

業務の発注に際して当初設計の業務数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した業務数量の確定を行う設計変更をいう。

### 6-3 軽微な設計変更

事務処理の簡素合理化を図り、事業の適期及び効率的執行を確保することを目的に定められた「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に基づく設計変更をいう。

#### 軽微な設計変更の適用範囲

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現業務委託料の10%以内で、 かつ、200万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る業務委託料相当見込額の累計が100万円未満

- (注) 1 増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、簡易な資料作成の業務や委託期間を変更する必要がある場合は「軽微な設計変更」は適用できない。
- 2 増減見込額の累計とは、「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。
- 例) 1回目の軽微変更で100万円の増額見込み、2回目の軽微変更で200万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は-100万円ではなく300万円となり、この場合、2回目の上申時は軽微な設計変更を適用できないため、この段階で軽微総括と通常的设计変更(第○回設計変更)により業務委託料を変更しなければならない。
- 3 「軽微な設計変更」における新工種とは、地質調査業務については新たな種別(レベル3)、測量業務・設計業務については新たな工種(レベル2)が追加となる場合である。

6-4 設計変更の区分別の変更内容

種類 内容	概数の確定による 設計変更	軽微な設計変更	通常の設計変更
金額制限の規定	なし	あり 増減見込額の累計が 現業務委託料の10% 以内で、かつ、200 万円未満（新工種は 100万円未満）	なし
変更部分の業務着手	打ち合わせ簿による 確認後	軽微な設計変更の通 知後	設計変更を通知し受 託者の承諾後
委託期間の変更	できる	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は一部 が確定した時点	軽微の範囲を超える 時点又は業務完了前	変更部分の業務着手 前

## 7 設計変更の取扱い

### 7-1 契約書第17条

(1) 契約書第17条第1項各号の分類

設計図書において、第1号から第5号間の明確な適用は困難であり、どの号に該当するかを定めても、その取扱いに差がないことから、次の2分類により、それぞれの扱いを定める。

ア 第1号から第3号 ～ 「設計図書間の不一致等」に関する条項

イ 第4号及び第5号 ～ 「設計図書と現場の状態との不一致等」に関する条項

(2) 分類ごとの取扱いについて

ア 「設計図書間の不一致等」について

共通仕様書において、各設計図書の優先順位を定めていないため、委託者が発見した不一致等や受託者が行う「設計図書の点検」により発見された不一致等については、どの設計図書を優先させることなく委託者が求める事項に変更する。

なお、「設計図書間の不一致等」については、軽微な設計変更としては扱わずに、通常の設計変更として処理すること。

イ 「設計図書と現場の状態との不一致等」について

確認された不一致等について、設計図書を変更する必要がある場合は、これを変更する。

(3) 設計変更処理については、次のとおりとする。

ア 不適合等確認報告書（様式-19）について

設計図書を変更する必要がある場合は、打ち合わせ簿による協議を行い、不適合等確認報告書により、支出負担行為担当者に報告するとともに、その設計変更処理を行う。

イ 変更予定価格算出用設計書について

業務数量総括表を変更する場合は、変更予定価格算出用設計書を作成し、その設計変更処理を行う。

ウ 受託者への通知について

設計図書を変更する場合は、業務委託料変更の有無にかかわらず受託者に通知することとし、設計変更協議を行う。

エ 変更時期について

不一致等を確認後、速やかに設計変更処理を行うこと。

### 7-2 契約書第18条

(1) 契約書第18条による設計変更については、次のとおりとする。

ア 設計変更事項

事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更、設計工法変更等がある。

イ 履行条件明示

当初設計図書の特記仕様書にて必要な履行条件を明示するとともに、受託者と適切な打合せを行う必要がある。

事業計画や設計工法等が関係機関等と協議中であり、その変更の可能性が予見できる場合は、特記仕様書にて条件明示する。

### 7-3 概数の確定による設計変更

概数の確定による設計変更については、次のとおりとする。

#### (1) 概数として扱う業務数量について

「建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領の運用指針」において、次のとおり定義付けしていることから、m、km、m<sup>2</sup>、km<sup>2</sup>及びha単位で設計計上する業務数量は、概数として扱うことができる。

#### 2 概数として扱うことが可能な業務数量について

大部分が概数による業務数量とは、次の数量をいう。

- (1) 基準点測量、応用測量、地質調査などの数量で、平面図若しくは標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、深度、調査頻度等の数値により算出した業務数量
- (2) 基準点測量、応用測量、道路設計など現場条件に不確定要素が多いものの数量や地質調査、土質調査など履行後でなければ数量の把握ができないものの数量で、現地の取り合い等により軽微な変更が予想される業務数量

また、測量業務、地質調査業務では、m、km、m<sup>2</sup>、km<sup>2</sup>及びha以外の単位（点、本、筆など）であっても、上記に該当すると判断できる業務数量は、概数として扱うことができる。

#### (2) 数量確定について

ア 概数に係る不確定要素について、現地で詳細が判明した時点で、打ち合わせ簿により数量を確定する。

イ 業務担当員は、概数等に係る業務の履行に当たっては、受託者の作成した調査図等を速やかに十分照査・検討すること。

なお、協議結果は打ち合わせ簿に明記し、受託者にその写し等で指示する。

ウ 結果的に業務数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。

#### (3) 設計変更等について

ア 概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に業務費・委託期間に著しい影響を与える場合は、速やかに当該数量を設計変更する。

イ 概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。

また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、この理由により設計変更することができる。

ウ 概数に係る設計変更理由は「概数の確定による」のほか、簡単な理由を付記するものとする。

#### (4) 数量の確定処理について

確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示した上で、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。

また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、受託者に通知し、承諾書を徴すること。

#### 7-4 軽微な設計変更

軽微な設計変更については、次のとおりとする。

(1) 契約書第17条

設計図書を変更する必要がある場合は、打ち合わせ簿による協議を行い、不適合等確認報告書（様式-19）により支出負担行為担当者に報告し、次のいずれかにより設計変更すること。

ア 設計図書と現場の状態との不一致等

上申の際には、支出負担行為担当者が業務内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受託者がそれを履行するために必要となる資料を添付すること。

(ア) 特記仕様書

必要な事項を取りまとめ作成する。

(イ) 設計図

「変更設計図書」の内、必要箇所の部分的なカラーコピーなどとして良い。

(ウ) 業務数量総括表・数量算出書

省略して良い。

イ 設計図書間の不一致

軽微な設計変更としては扱わずに、通常的设计変更として扱うこと。

(2) 契約書第18条

事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更、設計工法変更等。

上申の際には、支出負担行為担当者が業務内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受託者が履行するために必要となる資料を添付すること。

(3) 概数の確定による設計変更

上申の際には、受託者が業務内容の変更を確認する資料として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

(4) 契約書第20条

軽微な設計変更としては扱わずに、通常的设计変更として扱うこと。

## 7-5 留意事項

### (1) 契約書第17条による設計変更

ア 業務担当員は、管理技術者から契約書第17条第1項の規定による確認を請求されたとき、又は、自らその事実を発見したときは、打ち合わせ簿による協議を行い、不適合等確認報告書（様式-19）により支出負担行為担当者に報告すること。

イ 業務委託料変更の有無にかかわらず、必ず設計変更処理を行うこと。

ウ 設計変更処理を行う際に、どの設計図書を変更したかを明確にするため、「4 変更設計図書等の作成」により適切に変更設計図書・参考資料を作成すること。

エ 予定価格算出用設計書は参考資料であり、「設計図書間の不一致等」の対象とはならないため、業務数量総括表を変更する必要がある場合は、予定価格算出用設計書を変更することはできない。

オ 「設計図書間の不一致等」の変更時期については、受託者が設計図書の点検を行うこととなっていることに留意し、着手前に速やかに変更すること。

カ 「設計図書と現場の状態との不一致等」において、工法検討等により設計変更処理に時間を要する場合は、業務の一時中止を検討すること。

### (2) 契約書第18条による設計変更

業務工程等により、その変更が不可能となる場合が生じるため、打ち合わせ簿により受託者と密な連絡調整を行うこと。

### (3) 概数の確定による設計変更

ア 概数の確定による設計変更は、出来形数量へ確定する設計変更ではないことに留意すること。

イ 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。

ウ 概数の確定に伴い、設計数量と連動する規格（レベル5）の変更は、概数の範ちゅうで扱うことができる。

エ 概数の確定に伴い、設計数量と連動する積算上の現場条件は、概数の範ちゅうで扱うことができる。

オ 業務数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。

カ 設計業務において、m、km、m<sup>2</sup>、km<sup>2</sup>及びha以外の単位（箇所、断面、地点など）で計上する業務数量は概数として扱わない。

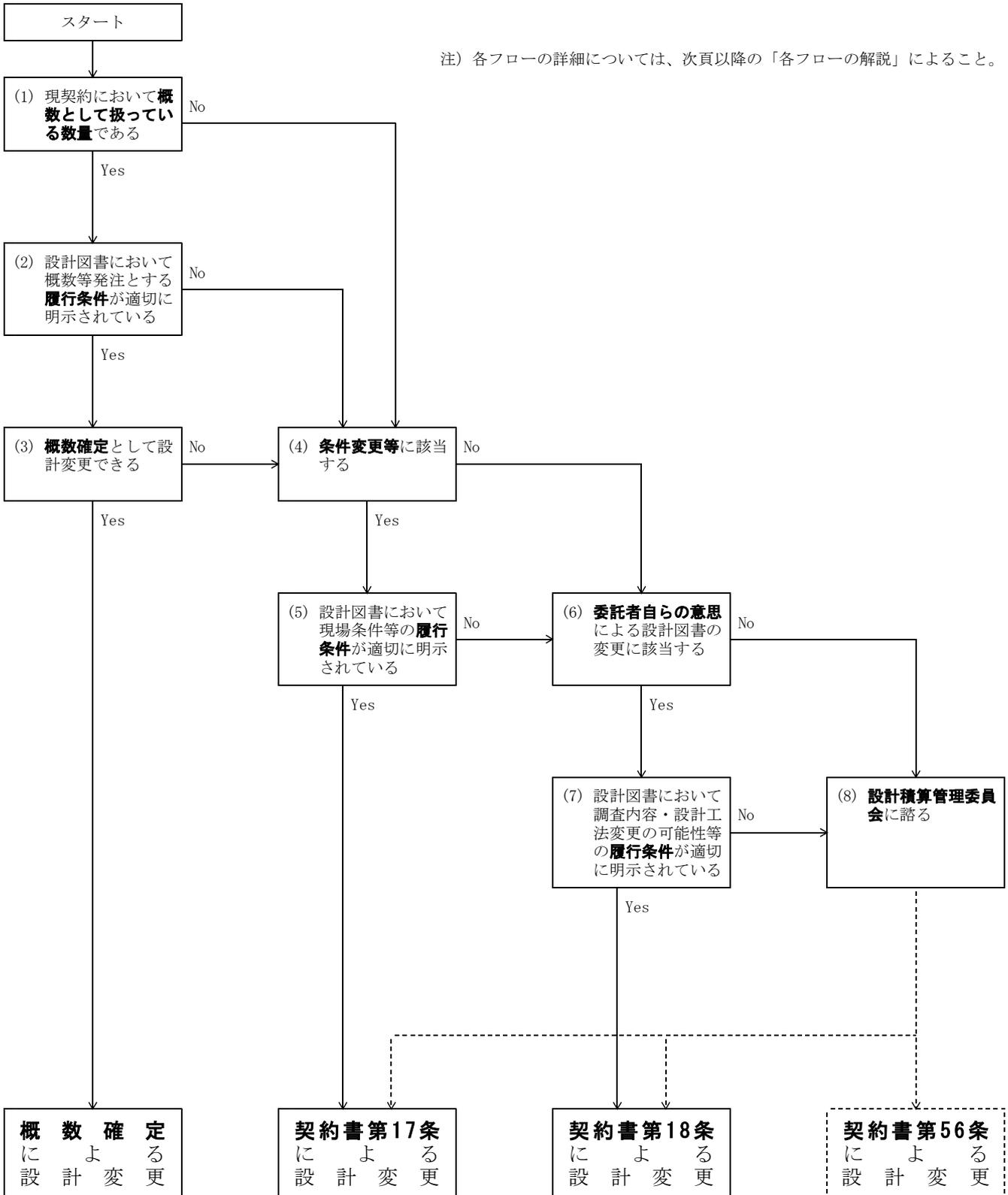
### (4) 契約書第17条・第18条・概数の確定による設計変更を軽微な設計変更により行う場合

「軽微な設計変更」の適用の可否は、上申時の増減見込額により判断することとなるため、見込額が軽微総括時に大幅にかい離しないよう、見込額の算定に当たっては精度の向上に努める必要がある。

## 8 設計変更のフロー図

### 8-1 設計変更の適用条項選択フロー図

注) 各フローの詳細については、次頁以降の「各フローの解説」によること。



## 【各フローの解説】

1 本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。

- (1) 建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領（以下この章において、「取扱要領」という。）（「14 関連通達集等」参照）
- (2) 建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領の運用指針（以下この章において、「運用指針」という。）（「14 関連通達集等」参照）
- (3) 土木事業委託積算基準、下水道事業委託積算基準（以下この章において、「積算基準等」という。）（北海道建設部制定）
- (4) 北海道建設部土木工事工種体系化の手引き（以下この章において、「体系化の手引き」という。）（北海道建設部制定）

2 各フローについては、以下により判断すること。

(1) 「現契約において**概数として扱っている数量**である」

ア 確認事項

「概数として扱う数量一覧表」に明示されていない事項（数量）は、概数として扱うことができない。

よって、現契約の特記仕様書における「概数として扱う数量一覧表」で明示されていることが、絶対条件となる。

イ 留意事項

「取扱要領」で履行条件の明示を次のように定めている。

### 第5 設計図書における履行条件の明示

#### 1 概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

#### 2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

概数等発注に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。

なお、北海道土木工事設計積算電算システムにおいては、細別（レベル4）に対応する数量と細別を構成する内容（工種内訳書で作成する内容）に、「概数サイン」を立てることで概数として扱う項目・数量が「概数として扱う数量一覧表」として自動的に出力される。

ただし、歩掛上の諸数値は概数として扱わないこととしているので、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、その前提となっている現場条件を別途特記仕様書にて明示し、契約書第17条「条件変更等」として処理することとなる。

(2) 「設計図書において概数等発注とする**履行条件**が適切に明示されている」

ア 確認事項

「取扱要領」で定めている次の履行条件を特記仕様書で必ず明示していなければならない。

**第5 設計図書における履行条件の明示**

1 概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

- (2) 概数として扱っている事項の履行に当たっては、履行前に業務担当員と協議すること。

なお、数量の確認ができない場合を除き、履行前に数量を確定すること。

イ 留意事項

「3 当初設計図書等の作成」で履行条件の明示を次のように定めている。

**3-1 当初設計図書**

- (1) 設計図書（特記仕様書、位置図、業務数量総括表）

イ 特記仕様書

特記仕様書は、当該業務の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

(イ) 履行条件の明示事項

f 積算基準に係る補正率算定の基礎となる積算上想定した現場条件

**3-5 留意事項**

- (3) 業務数量総括表

ア 摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。

イ 規格（レベル5）欄には、必要事項を必ず明示する。

概数として扱っている事項を明確にするためには、業務数量総括表の規格（レベル5）欄に必要事項を明示するとともに、積算上想定した現場条件を摘要欄等に明示する必要がある。この積算上想定した現場条件とは、積算基準において定められている歩掛の補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値のことを指しており、他の設計図書では分かり得ないものや分かりづらいものを明示することとしている。数量確定の際には、こうした条件値が変動し単価が変更となることも予想されるため、業務数量総括表の摘要欄等に、こうした積算上の現場条件を明示する必要がある。

(3) 「概数確定として設計変更できる」

ア 確認事項

「運用指針」において、概数として扱うことが可能な数量を次のとおりとしている。

2 概数として扱うことが可能な業務数量について

大部分が概数による業務数量とは、次の数量をいう。

- (1) 基準点測量、応用測量、地質調査などの数量で、平面図若しくは標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、深度、調査頻度等の数値により算出した業務数量
- (2) 基準点測量、応用測量、道路設計など現場条件に不確定要素が多いものの数量や地質調査、土質調査など履行後でなければ数量の把握ができないものの数量で、現地の取り合い等により軽微な変更が予想される業務数量

これは、概数として扱うことが可能な数量の分類を示したものであり、これらに該当しない業務数量は、概数として扱うことができないこととなる。

よって、「概数として扱う数量一覧表」にて条件明示した事項であっても、これらに該当しない場合は、概数確定による設計変更はできない。

イ 留意事項

「運用指針」において、その確定時の留意事項を次のとおりとしている。

4 留意事項

- (1) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。
- (2) 概数の確定に伴い、設計数量と連動する規格の変更や積算上の現場条件の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。
- (3) 業務数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。

設計数量と連動する規格の変更や積算上の現場条件の変更とは、次のような場合である。

(7) 規格の変更

- a 基準点・水準点測量点数確定に伴う等級変更及び標杭設置の追加
- b 測量面積確定に伴う図面縮尺変更
- c ボーリング延長確定に伴うボーリング及び原位置試験などの土質変更
- d 平地、湿地などのボーリング足場区分の変更

(4) 積算上の現場条件の変更

- a 測量面積確定に伴う構成面積や筆数などの詳細数量及び地域別内訳や植生区分などの現場条件
- b 測量延長確定に伴う測量幅、測量間隔、曲線数及び水深などの詳細数量及び地域別内訳や植生区分などの現場条件
- c 土質毎のボーリング延長確定に伴う全体せん孔深度

(4) 「**条件変更等に該当する**」

条件変更等に該当する場合とは、次のような事項である。

ア 分類

条件変更等の分類としては、「7 設計変更の取扱い」で、次のように分類している。

(7) 設計図書間の不一致等

(i) 設計図書と現場の状態との不一致等

イ 適用

上記アで示した分類ごとの適用は、次のとおりである。

(7) 設計図書間の不一致等とは、次のような事項である。

a 「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル4）の計上項目が設計図書間で異なる場合

例) 旅費交通費や地質調査における足場仮設設置・撤去等

b 「体系化の手引き」における階層で、規格（レベル5）の表示が設計図書間で異なる場合

例) 図面の縮尺や設計構造物種類など

c 「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル4）及び規格（レベル5）について、質問回答書の内容が設計図書の内容と異なる場合

例) 質問回答書で実施することとした細別（レベル4）の未計上及び規格（レベル5）の設計図書との不一致等

d 特記仕様書及び規格（レベル5）で示した規格・仕様が共通仕様書及び共通仕様書において定めている適用すべき諸基準に合致しない場合

例) 作成する図面の縮尺など

e 「体系化の手引き」における階層で、レベル5（規格）で定めるべき事項が、設計図書において定められていない場合等

(i) 設計図書と現場の状態との不一致等とは、次のような事項である。

a 設計図書で示した自然的又は人為的な履行条件が実際の現地と一致しない場合

例) 自然的な履行条件・・・地盤の高さ、地質、わき水の有無、地下水の水位等

例) 人為的な履行条件・・・業務箇所における国立・国定公園や保安林などの指定状況、通行道路、業務に関する法令等

b 一部に軟弱な地盤がある場合や転石がある場合等

(5) 「設計図書において現場条件等の**履行条件**が適切に明示されている」

契約書第17条を適用するためには、履行条件を適切に明示する必要がある。

例えば、図面（設計図、業務数量総括表及び数量算出書）で示すことができない積算上想定した現場条件（積算基準において定められている歩掛の補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値）は、特記仕様書で履行条件として明示する必要がある。これは「体系化の手引き」において摘要欄に明示すべき事項としている。

例) 測量業務における地域別内訳（耕地（平地）、原野（丘陵地）等）、平均測量幅等

地質調査業務における機械ボーリングのせん孔深度区分（50m以下、50～80m以下等）、地すべり調査〔解析〕の新規調査種目数等

設計業務における予備設計の有無、橋梁設計の橋長、樋門設計のスパン数区分等

ここで留意すべき点は、特記仕様書において履行条件明示をしていない事項であっても、図面（設計図、業務数量総括表及び数量算出書）から判読できる事項は履行条件であり、また、社会通念上、一般的に考えられる事項も履行条件となる。

例) 業務箇所が保安林内であれば、これに係る手続きが必要となるということが履行条件となる。

(6) 「**委託者自らの意思**による設計図書の変更

委託者自らの意思による設計図書の変更（契約書第18条）に該当する場合としては、「7 設計変更の取扱い」において、事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更及び設計工法変更等としている。

(7) 「設計図書において調査内容・設計工法変更の可能性等の**履行条件**が適切に明示されている」

図面（設計図、業務数量総括表及び数量算出書）で示すことができない履行条件は、特記仕様書で明示する必要がある。

特に、調査内容・設計工法変更の可能性については、事業計画や設計工法等が関係機関等と協議中で、その変更の可能性が予測できる場合は、その内容等を特記仕様書で明示する。

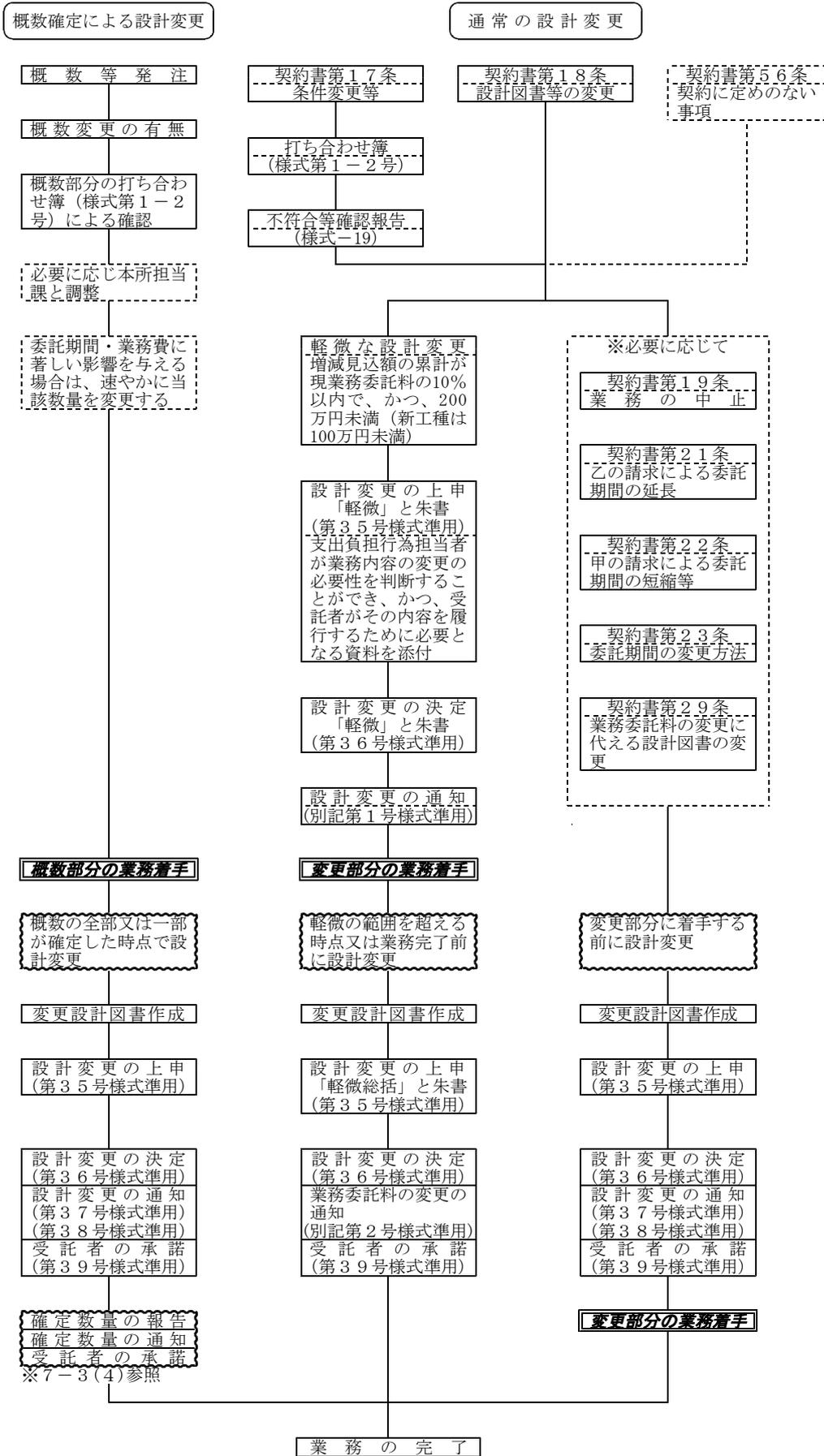
(8) 「**設計積算管理委員会**に諮る」

設計変更について、その適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、設計積算管理委員会に諮る必要がある。

設計変更の必要性については、契約上の甲乙という観点のほかに、妥当な予算執行といった観点も必要となるので、設計積算管理委員会に諮り慎重に判断する必要がある。

また、予算制度上や予算運営上の理由などから、契約書第29条の適用を検討する場合においても、設計積算管理委員会に諮ることが望ましい。

8-2 設計変更の手続きフロー図



※各様式については、「建設工事実務必携」を参照のこと。

## 9 設計変更理由記載例

### 9-1 一般事項

- (1) 設計変更にあたっては、その原因又は必要性等を掌握し、本章の理由記載例を参考に業務内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記述すること。
- (2) 設計変更理由には、契約書の適用条項を記入のこと。
- (3) その他については次による。
  - ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。
  - イ 一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。
  - ウ 変更内容について、次の事項を原則記述のこと。
    - (ア) 変更場所（位置、名称）
    - (イ) 〃 数量
    - (ウ) 〃 規格

### 9-2 設計変更上申書と理由書の表現等

- (1) 上申書と理由書の表現

設計変更上申書及び設計変更理由書での表現については、次のとおりとする。

設計変更の種類	概数の確定	軽微な設計変更	軽微総括	通常の設計変更
設計変更上申書	したい	したい	する	したい
設計変更理由書	する	——	する	する

- (2) 設計変更上申時等の上申者

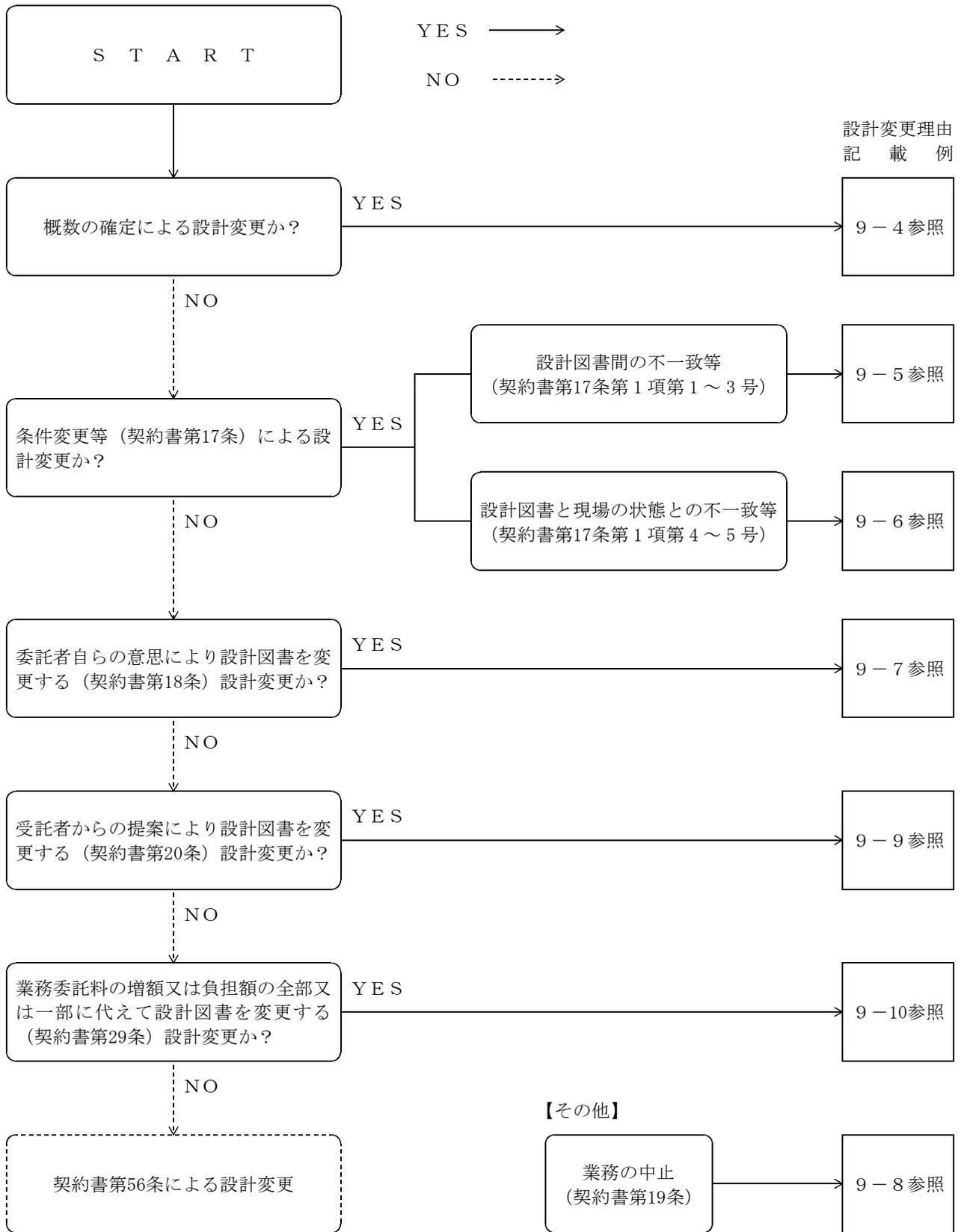
支出負担行為担当者に対する上申等については、「北海道建設部測量調査設計等委託業務担当要領の運用」にて、次のとおり定められている。

**第4条 （業務担当員の職務分担）関係**

支出負担行為担当者に対する業務担当員の報告文書等は、主任担当員、担当員の連名で提出すること。

よって、主任担当員が指定されている場合は、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や不適合等確認報告等については、主任担当員と担当員の連名で行うこととなる。

9-3 設計変更理由記載例の選定フロー図



**業務委託料が大幅に変更となる場合や適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、各建設管理部の「設計積算管理委員会」に諮ることを原則とする。**

9-4 概数等発注

変更要素	理 由	内 容
概数等発注	【概数の確定により】	【変更したい。(〇〇〇)】
	EX. 概数の確定により変更したい。(基準点測量) ……………工種 (レベル2) 測量業務の場合 概数の確定により変更したい。(機械ボーリング・サンディング及び現位置試験) ……………種別 (レベル3) 地質調査業務の場合 概数の確定により変更したい。(機械ボーリング及びこの数量確定に伴う運搬費) ……………種別 (レベル3) 地質調査業務 (連動数量) の場合 概数の確定により変更したい。(道路詳細設計) ……………種別 (レベル3) 設計業務の場合	
	(注) 1 簡単な理由として、「概数の確定により変更したい。」の後に括弧書きで、変更となる工種 (レベル2) 又は種別 (レベル3) を記載すること。 また、他項目の数量と連動して変更となる数量については、その旨も記載すること。 3 変更となった数量の対比については、「概数として扱う数量一覧表」で分かるため、記載する必要はない。	

9-5 契約書第17条第1項第1～3号 (設計図書間の不一致等)

変更要素	理 由	内 容
第17条 第1項 第1～3号	【設計図書間の不一致等により、】	【…を変更したい。(契約書第17条)】
	EX. 設計図書間の不一致等により、	業務数量総括表 (道路詳細設計(A) [全項目] の積算上の現場条件) を変更したい。 (契約書第17条)
	EX. 設計図書間の不一致等により、	業務数量総括表 (堰詳細設計 [引上式ゲート堰] の構造設計項目追加) を変更したい。 (契約書第17条)
	(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 (契約書第17条までを記載し、第〇項第〇号を記載する必要はない。) 2 業務委託料に変更が生じない場合であっても、設計変更として上申すること。	

9-6 契約書第17条第1項第4～5号（設計図書と現場の状態との不一致等）

変更要素	理 由	内 容
第17条 第1項 第4～5号	【…の結果、…のため、】  (注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 (契約書第17条までを記載し、第○項第○号を記載する必要はない。) 2 理由には、変更となる履行条件（軟弱地盤が確認された等）が分かるように記述すること。 また、内容には、変更の範囲（測点○○～◇◇、SP○○樋管工設計箇所等）、工種名、変更内容あるいは数量等を記述すること。	【…の…を、…から…に変更したい。  (契約書第17条)】
土 質	EX. 地質調査の結果、SP○○樋門設計箇所において、N値が3程度の軟弱地盤が確認されたため、	追加調査として、機械ボーリング（φ86mm、1孔8m）、シンウォールサンプリング及び土質試験（○試験）を増工したい。（契約書第17条）
設計工法	EX. 地質調査の結果、SP○○樋門設計箇所基礎底面部に軟弱な地盤が確認されたため、	樋門詳細設計〔剛支持直接基礎（電算タイプ）〕から樋門詳細設計〔柔構造形式（電算タイプ）〕に変更したい。（契約書第17条）
数 量	EX. 現地調査の結果、樹木等の影響で基準点測量箇所の見通しが悪いことが確認されたため、	3級基準点測量を10点から12点、4級基準点測量を30点から28点に変更したい。（契約書第17条）

9-7 契約書第18条

変更要素	理 由	内 容
第18条	(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、委託者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 また、内容には、変更の範囲（測点○○～◇◇、SP○○樋管工設計箇所等）、工種名、変更内容あるいは数量等を記述すること。	
計 画	EX. 河川整備計画変更により	護岸詳細設計範囲をSP○○～△△からSP××～□□に変更したい。（契約書第18条）
協 議	EX. ○○との協議結果により、	国有林野（利用承認）書作成を国有林野（貸付申請）書作成に変更したい。（契約書第18条）

9-8 契約書第19条

変更要素	理 由	内 容
第19条	【…により…したことから、…の必要が生じたため、】  (注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、委託者として中止の必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 3 内容には、中止の範囲（測点○○～◇◇等）、工種名等を記述すること。	【…の…を一時中止したい（契約書第19条）】
天候その他の不可抗力	EX. ○○月○○日（台風○○号）の大雨により地すべりが発生したことから、この観測を行う必要が生じたため、	場所打ち法枠工詳細設計を一時中止したい。（契約書第19条）

### 9-9 契約書第20条

変更要素	理 由	内 容
第20条	(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、委託者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 また、内容には、変更の範囲、工種名、変更内容あるいは数量等を記述すること。	
	EX. 受託者からの提案（プレキャストPC床版）により、	鋼橋上部詳細設計を4径間連続版桁橋から3径間連続版桁橋に変更したい。 また、下部工詳細設計〔壁式橋脚（逆T式）〕を3基から2基へ変更したい。（契約書第20条）

### 9-10 契約書第29条

変更要素	理 由	内 容
第29条	【…の増額（又は費用負担）に代えて、】  (注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、委託者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 3 内容には、減工する範囲（測点〇〇～◇◇等）、工種名等を記述すること。	【…の…を減工したい。（契約書第29条）】
	EX. 現場との不適合による土質試験の増額に代えて、	樋門詳細設計〔柔構造形式（電算タイプ）〕の設計箇所数を1箇所（SPOO）減工したい。（契約書第29条）
	EX. 概数の確定による地質調査業務費の増額に代えて、	急傾斜崩壊防止施設設計・附帯施設設計〔雪崩予防柵工（吊柵）〕を減工したい。（契約書第29条）
	EX. 契約書第29条による費用負担に代えて、	重力式擁壁詳細設計を1箇所減工したい。（契約書第29条）

## 10 設計変更上申書等の記載例

### 10-1 設計変更上申書（軽微の場合）

第35号様式準用

左上余白に「軽微」と朱書き

軽 微	設 計 変 更 上 申 書	令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇 総合振興局長 様 （副局長（建設管理部担当））		
← 括弧書きで 併記		
業務担当員 上申者は業務担当員（複数の場 主任担当員 主査（〇〇） 〇〇 〇〇 合は連名）で職と氏名を記入 → 担当員 技師 〇〇 〇〇		
〇〇〇〇 ← 業務番号を記入		
業 務 名 〇〇〇川総合流域防災工事 樋門調査設計		
上記委託業務について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。		
受 託 者	〇〇コンサルタント株式会社	<b>軽微な設計変更では委託期間の変更はできない</b>
現 委 託 期 間	着手 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による委託期間変更の必要性
設 計 変 更 概 要	機械ボーリング、サンプリング、土質試験の変更	有（約日）・無短縮 延長
理 由	設計変更による業務の一時中止の要否 否	
	概要欄にはレベル2又はレベル3の名称を記入 【地質調査業務】 ・ボーリング調査の結果、SP〇〇樋門設計箇所において、N値が3程度の軟弱地盤が確認されたため、追加調査として、機械ボーリング（φ86mm、1孔8m）、シンワールサンプリング及び土質試験（〇〇試験）をを増工したい。（契約書第17条） 契約書の条項（条まで）を記入	
そ の 他 必 要 事 項	一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに業務一時中止上申書（第40号様式準用）により上申すること 増減額の絶対値の累計であることに留意 約800,000千円の増額見込（累計で約1,200千円） 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入	

注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。

注 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

10-2 設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）

第35号様式準用

左上余白に「第〇回設計変更」と朱書き

<p>第〇回設計変更</p> <p style="font-size: 1.2em;">設 計 変 更 上 申 書</p> <p style="text-align: right;">令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>			
<p>〇 〇 総合振興局長 様                  (副局長 (建設管理部担当)) ← <b>括弧書きで</b>                      <b>併記</b></p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">業務担当員 主任担当員 主査 (〇〇)    〇〇 〇〇 担当員 技師                    〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">上申者は業務担当員 (複数の場合は連名) で職と氏名を記入 →</p>			
<p style="text-align: center;">〇〇〇〇 ← <b>業務番号を記入</b></p> <p>業 務 名   〇〇〇川総合流域防災工事 樋門調査設計</p>			
<p>上記委託業務について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p>			
受 託 者	〇〇コンサルタント株式会社		
現 委 託 期 間	着手 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による委託期間変更の必要性	有 (約 日延長)・ <input checked="" type="radio"/> 無 (短縮)
設 計 変 更 の 概 要	機械ボーリング、サウンディング及び現位置試験の変更	設計変更による業務の一時中止の要否	否
理 由	<p style="text-align: center;"><b>概要欄にはレベル2又はレベル3の名称を記入</b></p> <p style="text-align: right;"><b>一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに業務一時中止上申書（第40号様式準用）により上申すること</b></p> <p>・概数の確定により変更したい。(機械ボーリング、サウンディング及び現位置試験)</p>		
そ の 他 必 要 事 項	<p>336,000円の増額 ← <b>業務委託料の増減額を記入</b>  <b>なお、委託期間の変更が伴う場合は新委託期間も記入</b></p>		

- 注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。  
 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

10-3 設計変更上申書（軽微総括の場合）

第35号様式準用

左上余白に「軽微総括」「第〇回設計変更」と朱書き

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">軽 微 総 括</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">第〇回設計変更</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">設 計 変 更 上 申 書</p>			
<p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>			
<p>〇 〇 総合振興局長 様                  (副局長 (建設管理部担当)) ← 括弧書きで <b>併記</b></p> <p style="text-align: right; padding-right: 20px;">業務担当員                  主任担当員 主査 (〇〇) 〇〇 〇〇                  担当員 技 師 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center; padding: 5px 0;"> <b>上申者は業務担当員（複数の場合は連名）で職と氏名を記入</b> →             </p> <p style="text-align: center; padding: 5px 0;">                 〇〇〇〇 ← <b>業務番号を記入</b> </p> <p>業 務 名 〇〇〇川総合流域防災工事 樋門調査設計</p>			
<p>上記委託業務について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。</p>			
受 託 者	〇〇コンサルタント株式会社		
現 委 託 期 間	着手 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による委託期間変更の必要性	有 (約 日 延長) 短縮 (無)
設 計 変 更 の 概 要	機械ボーリング、サンプリング、サンディング及び現位置試験、土質試験、樋門設計の変更	設計変更による業務の一時中止の要否	否
理 由	<p style="text-align: center;"><b>概要欄にはレベル2又はレベル3の名称を記入</b></p> <p>【地質調査業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーリング調査の結果、SP〇〇樋門設計箇所において、N値が3程度の軟弱地盤が確認されたため、追加調査として、機械ボーリング（φ86mm、1孔8m）、シンウォールサンプリング及び土質試験（〇〇試験）を増工する。（契約書第17条）（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微）</li> <li>← <b>軽微の上申日を記入</b>      <b>軽微総括の際は「したい」ではなく「する」</b></li> <li>・概数の確定により変更したい。（機械ボーリング、サンディング及び現位置試験）</li> </ul> <p>【設計業務】</p> <p>樋門設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地質調査の結果、SP〇〇樋門設計箇所基礎底面部に軟弱な地盤が確認されたため、樋門詳細設計〔剛支持直接基礎（電算タイプ）〕から樋門詳細設計〔柔構造形式（電算タイプ）〕に変更したい。（契約書第17条）</li> </ul>		
そ の 他 必 要 事 項	1, 680, 000円の増額 ← <b>業務委託料の増減額を記入</b> <b>なお、委託期間の変更が伴う場合は新委託期間も記入</b>		

注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。  
 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

10-4 不 符 合 等 確 認 報 告 書

様式-19

<h2 style="margin: 0;">不 符 合 等 確 認 報 告 書</h2>	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	
〇 〇 総合振興局長 様 (副局長 (建設管理部担当))	<b>← 括弧書きで 併記</b>
<b>上申者は業務担当員 (複数の場合は連名) で職と氏名を記入</b>	
業務担当員 主任担当員 主査 (〇〇) 〇〇 〇〇 担当員 技 師 〇〇 〇〇	
(業務番号) 〇〇〇〇 業 務 名 〇〇〇川総合流域防災工事 樋門設計	
上記委託業務について、令和〇〇年〇〇月〇〇日管理技術者から不 符 合 等 の旨通知があったので、令和〇〇年〇〇月〇〇日管理技術者立会いの下に調査を行った結果、別紙打ち合わせ簿のとおり確認したので報告します。	
<b>ポイント1</b> 不 符 合 等 を 確 認 し、その後速やかに設計変更の上申が行われる場合であっても、不 符 合 等 確 認 報 告 書 (様式-19) による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。	
<b>ポイント2</b> 報告の際には、内容が容易に分かるように、必要に応じて図面や状況写真等を添付すること。	

注 この報告書には、打ち合わせ簿その他必要に応じ図面等を添付すること。

10-5 業務一時中止上申書

第40号様式準用

業務一時中止上申書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 総合振興局長 様

(副局長 (建設管理部担当)) ← 括弧書きで

併記

業務担当員

上申者は業務担当員 (複数の場合は連名) で職と氏名を記入

主任担当員 主査 (〇〇) 〇〇 〇〇  
担当員 技師 〇〇 〇〇

〇〇〇〇 ← 業務番号を記入

業務名 〇〇××線道路改良工事 法面工設計

上記委託業務について、次のとおりその履行を一時中止する必要があると認められますので、上申します。

受託者	〇〇コンサルタント株式会社
業務の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日 (台風〇〇号) の大雨により地すべりが発生したことから、この観測を行う必要が生じたため、場所打ち法枠工詳細設計を一時中止したい。 (契約書第19条)
業務の一時中止を必要とする期間	地すべりの観測が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。(〇〇日間) ↑ 括弧書きで日数も併記
その他必要事項	

ポイント

業務の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に業務の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から業務の履行を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、業務を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受託者に書面をもって通知する必要がある。

また、業務の一時中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数 (委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日) を超える場合、受託者に契約解除権 (契約書第44条) が発生するケースがあるため注意すること。

- 注 1 業務の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。  
2 業務の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。

10-6 概数として扱っていた数量の確定について

報告様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 総合振興局長 様  
 (副局長 (建設管理部担当)) ← 括弧書きで 併記

業務担当員  
 主任担当員 主査 (〇〇) 〇〇 〇〇  
 担当員 技師 〇〇 〇〇

**上申者は業務担当員 (複数の場合は連名) で職と氏名を記入**

概数として扱っていた数量の確定について

〇〇〇〇 ← 業務番号を記入

---

業務名 〇〇××線道路改良工事 調査設計

上記委託業務について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。

- 注 1 結果的に業務数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。
- 2 別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

別紙

別紙 ※北海道土木工事設計積算電算システム出力例

概数として扱う数量一覧表

費目	測量試験費01	〇〇××線道路改良工事 調査設計	(確定)			
業種・項目・工種・種別・細別	規 格	名 称	単 位	前 回 数 量	今 回 数 量	摘 要
測量業務						
基準点測量						
基準点測量						
基準点測量						設計変更時に確定処理していることを示す
基準点測量	4級		点	9	9	→ 確定済
設計業務						
道路設計						
道路設計						
道路概略設計						設計変更時に確定処理していないため、今回確定処理することを示す
道路概略設計(A) [全項目]	現地踏査有り		km	5.0	5.0	→ 確定

## 11 設計変更に係るQ & A

### 11-1 概数等発注（共通編）

番号	質問・疑問	回答
1	概数による業務の発注には、どのような利点があるのか。	<p>事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、条件変更等の確認・報告、設計変更上申手続き及び受託者の承諾等といった事務手続きを行うことなく、業務担当員との数量確定協議により業務着手が可能となり、次のような利点を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①積算業務及び入札の効率化</li> <li>②契約条件の明確化</li> <li>③事前調査費用のコスト縮減</li> <li>④業務履行の効率化</li> </ul>
2	当初、概数として扱っていなかった数量を、受託者との協議により履行途中において、概数として扱うことに変更できるか。	<p>概数として扱う旨も契約条件であるため、概数として扱う数量は、特記仕様書に「概数として扱う数量一覧表」として明示することとしています。</p> <p>よって、これに記載されていない数量は、履行途中で概数として扱うことはできません。</p>
3	<p>通常的设计変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。</p> <p>また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。</p>	<p>設計変更時に新たに生じた項目であっても、その業務数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。</p> <p>また、軽微な設計変更は、その都度設計変更を行った上で、軽微総括時に設計(契約)金額を変更する手法であり、現場条件に不確定要素がある場合には、軽微総括時に数量・金額を確定することとなるため、概数等発注を活用するメリットがありません。</p>
4	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	<p>概数等発注による設計変更は、契約締結時に委託者、受託者の相互において変わり得る数量であると認識しているため、「概数に係る不確定要素について、現地で詳細が判明した時点」で業務数量を確定し、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で変更することとしております。</p> <p>(建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領 第4 数量確定及び設計変更の時期)</p>
5	概数等発注で数量確定による設計変更の時期は、全部又は一部の数量が確定した時となっていますが、具体的にはどういう使い分けなのか。	<p>地形や履行上の制約等の現場条件に変更がなく、数量等に大幅な変更が生じない場合は、全部の数量が確定した時点の設計変更とすることができますが、通常的设计変更に関連して概数として扱っている数量を変更する必要が生じた場合や、概数として扱っている数量に大幅な変更が生じた場合には、一部が確定した時点で設計変更する必要があります。</p> <p>また、概数確定による設計変更は、概数以外の不確定要素すべてが解消してから設計変更するのではなく、概数として扱っている数量のすべてが確定した時点で、設計変更する必要があります。</p>
6	概数確定の設計変更は、金額の上限及び現業務委託料の増額の率の上限はあるのか。	<p>概数等発注の適用範囲は、業務費や委託期間等に著しい影響を与えない範囲としていることから、特に上限を定めておりません。結果的に著しく業務委託料の変更が伴うと見込まれる場合には、本所事業担当課及び工事契約課に報告し、その対応を打合せしてください。</p>

番号	質問・疑問	回答
7	概数確定に伴い、委託期間を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	結果的に著しく業務委託料の変更が生じた場合は、その委託期間についても変更することができます。しかし、このような場合は概数の範ちゅうを超えているとも考えられるため、本所事業担当課及び工事契約課に報告し、その対応を打合せしてください。
8	概数等による発注は、軽微の設計変更による事務処理ができるか。	概数の確定による設計変更も金額の範囲が該当すれば「軽微」の事務処理ができます。 ただし、概数の確定によるものかどうか内容が確認できるように処理してください。
9	概数確定による設計変更と通常の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時に良いか。	概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常の設計変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常の設計変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、条件変更等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。 (建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領の運用指針 3 数量確定・設計変更等について)
10	結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。 また、確定した業務数量を受託者に通知する必要はあるのか。	結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。 また、設計図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の全部又は一部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、受託者に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、打ち合わせ簿において確定した業務数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の業務数量を確定したことにはならないためです。 (建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領の運用指針 3 数量確定・設計変更等について)

11-2 概数等発注（測量業務編）

番号	質問・疑問	回答
1	<p>基準点測量において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことができるか。</p> <p>また、数量確定に伴う等級変更も概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>基準点測量に係る数量は、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、その他の単位で計上する数量であっても、概数として扱うことができます。</p> <p style="text-align: right;">(7-3 (1))</p> <p>また、概数の確定に伴う基準点測量及び水準測量の等級変更やこれに伴う基準点・水準点設置の追加は、設計数量と連動する規格（レベル5）の変更として、概数の範ちゅうとして扱うことができます。</p> <p style="text-align: right;">(7-5 (3) ウ)</p> <p>ただし、北海道公共測量作業規定（第2章 基準点測量）において、3級基準点測量の新点間距離は200m、4級基準点測量の新点間距離は50mが標準となっていますので、基準点測量を行う際には、当初設計時に各基準点測量を適正に計上してください。</p>
2	<p>地形測量、応用測量及び漁港測量において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことができるか。</p> <p>また、数量確定に伴う縮尺変更も概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>地形測量、応用測量及び漁港測量に係る数量は、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、その他の単位で計上する数量であっても、概数として扱うことができます。(7-3 (1))</p> <p>ただし、業務や日単位で計上する項目は、概数として扱うことはできません。(7-3 (1))</p> <p>また、縮尺が測量面積確定等に伴って変更となる場合には、概数の範ちゅうとして扱うことができます。(7-5 (3) ウ)</p>
3	<p>道路調査、河川調査及び漁港調査において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>道路調査、河川調査及び漁港調査における箇所数や観測回数などは、調査計画に基づき算定するものであることから、概数として扱うことはできません。</p>
4	<p>河川計画において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>浸水想定区域図作成に係る数量は、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、その他の単位で計上する数量であっても、概数として扱うことができます。</p> <p style="text-align: right;">(7-3 (1))</p>
5	<p>竣工平面図作成において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことができるか。</p> <p>また、数量確定に伴う規格変更（縮尺等）及び積算上の現場条件の変更を概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>既存資料により作成する業務であることから、概数として扱うことはできません。</p> <p>また、規格（縮尺等）及び積算上の現場条件についても、既存資料によるものであることから、概数の範ちゅうとして扱うことはできません。</p>
6	<p>路線測量の中心線測量及び河川測量の法線測量などの数量確定に伴い、I P設置が新たに必要となった場合、概数確定として処理できるか。</p>	<p>概数の確定に伴う新工種は、概数として扱うことはできません。</p> <p style="text-align: right;">(7-5 (3) イ)</p>

番号	質問・疑問	回答
7	<p>設計数量と連動する積算上の現場条件とは、どの様なものを想定しているのか。</p>	<p>測量延長・面積に連動するものとしては、地域別内訳や植生区分などの条件値、筆数・筆平均面積・換算単曲線数・測量幅などの詳細数量があげられます。</p> <p>また、閲覧料の有無、土地の登記事項証明書交付料の有無及び交通量区分などは、必ずしも連動しないため、取扱いに注意する必要があります。</p> <p>なお、測点間隔については、調査頻度の変更となることから、通常的设计変更として処理してください。</p>

11-3 概数等発注（地質調査業務編）

番号	質問・疑問	回答
1	<p>一般調査において、機械ボーリング及び標準貫入試験等の数量確定に伴い新たな土質が生じた場合も、概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p> <p>また、数量確定に伴う積算上の現場条件の変更も概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>機械ボーリング及び標準貫入試験等の概数の確定に伴う土質変更は新たな細別（レベル4）が追加となりますが、設計数量と連動する規格（レベル5）の変更として、概数の範ちゅうとして扱うことができます。（7-5（3）ウ）</p> <p>また、深度区分は設計数量と連動する積算上の現場条件であることから、概数の範ちゅうとして扱うことができますが、せん孔方向は設計数量と連動しない積算上の現場条件であることから、概数の範ちゅうとして扱うことはできません。（7-5（3）エ）</p>
2	<p>一般調査において、機械ボーリング結果から土質が確定し、土質試験項目を変更する必要がある場合、概数確定として処理できるか。</p>	<p>土の一面せん断試験や土の三軸圧縮試験などの規格（レベル5）の変更は、概数の範ちゅうとして扱うことができます。</p> <p style="text-align: right;">（7-5（3）ウ）</p> <p>ただし、概数の確定に伴う新工種は、概数として扱うことはできません。（7-5（3）イ）</p>
3	<p>一般調査において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>機械ボーリング数量などは、現場条件に不確定要素が多く、また、履行後でなければ数量の把握ができないことから、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることとなり、これと連動する標準貫入試験回数や土質試験資料数などは、その他の単位で計上する数量であっても、概数として扱うことができます。（7-3（1））</p> <p>ただし、地すべり調査、揚水試験及び水質調査における箇所数や観測回数は、調査計画に基づき算定するものであることから、概数として扱うことはできません。</p>
4	<p>一般調査において、機械ボーリングの足場仮設数量を概数として扱うことができるか。</p> <p>また、数量確定に伴う規格変更も概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>足場仮設数量は、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、その他の単位で計上する数量であっても、概数として扱うことができます。（7-3（1））</p> <p>また、平地や傾斜地などの足場区分は、設計数量と連動する規格（レベル5）の変更として、概数の範ちゅうとして扱うことができます。</p> <p style="text-align: right;">（7-5（3）ウ）</p>
5	<p>一般調査において、人肩運搬やモノレール運搬の数量確定に伴う積算上の現場条件の変更も概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p> <p>また、モノレール架設・撤去に計上する損料を概数として扱うことはできるか。</p>	<p>人肩運搬やモノレール運搬に係る換算距離は、設計数量と連動しない積算上の現場条件であることから、概数の範ちゅうとして扱うことはできません。（7-5（3）ウ）</p> <p>また、モノレール架設・撤去で内訳数量として計上する機械器具損料日数は、ボーリング数量などと連動して変更となることから、概数として扱うことができます。</p>
6	<p>解析等調査において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>軟弱地盤技術解析、地すべり調査解析などは、調査計画に基づき算定するものであることから、概数として扱うことはできません。</p>
7	<p>一般調査及び解析等調査において計上する資料整理とりまとめや断面図作成などの数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>資料整理とりまとめや断面図作成などの数量は、業務単位で計上するため、概数として扱うことはできません。</p> <p>ただし、規格（レベル5）である土質・岩盤毎のボーリング本数は、機械ボーリング数量と連動して変更となることから、機械ボーリング数量変更時に併せて変更することができます。</p>

番号	質問・疑問	回答
8	<p>一般調査〔漁港〕において、汀線付近の機械ボーリング及び標準貫入試験等を陸上と想定して発注し、その数量確定に伴って規格を陸上から海上へ変更する必要が生じた場合、概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p> <p>また、数量確定に伴う積算上の現場条件の変更も概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>汀線付近の機械ボーリング及び標準貫入試験等における陸上及び海上の規格については、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、概数の範ちゅうとして扱うことができます。（7-3（1））</p> <p>また、積算上の現場条件である深度区分は設計数量と連動することから、概数の範ちゅうとして扱うことができますが、現場条件区分や作業時間区分は設計数量と連動しないことから、概数の範ちゅうとして扱うことはできません。（7-5（3）エ）</p>
9	<p>一般調査〔漁港〕において、機械ボーリングの足場仮設数量を概数として扱うことができるか。</p> <p>また、数量確定に伴う規格変更や積算上の現場条件である足場損料供用期間も概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>足場仮設数量は、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、その他の単位で計上する数量であっても、概数として扱うことができます。（7-3（1））</p> <p>また、単管足場からスパット台船等への足場区分の変更は、細別（レベル4）の名称変更となりますが、一般調査と同様に概数の範ちゅうとして扱うことができます。（7-3（1））</p> <p>そのほか、積算上の現場条件である足場損料供用期間等も、機械ボーリング数量と連動して変更となることから、機械ボーリング数量変更時に併せて変更することができます。</p>

#### 11-4 概数等発注（設計業務編）

番号	質問・疑問	回答
1	道路詳細設計(A) [全項目] や護岸詳細設計など、kmやm単位で計上する細別は、概数として扱うことができるか。	m、km、m <sup>2</sup> 、km <sup>2</sup> 及びha単位で計上する数量は、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されるため、概数として扱うことができます。(7-3 (1))
2	道路詳細設計(A) [全項目] や護岸詳細設計の基本事項の決定などにおいて、規格(レベル5)の変更が生じた場合、概数の範ちゅうとして扱うことができるか。	設計業務における規格の変更は、数量と連動しないことから、概数の範ちゅうとして扱うことはできません。(7-5 (3) ウ)
3	地質調査結果から、樋門詳細設計形式を剛支持直接基礎(電算タイプ)から、柔構造形式(電算タイプ)に変更する場合、概数確定として処理できるか。	設計業務において、その他の単位で計上する数量を概数として扱うことはできません。(7-5 (3) カ)
4	橋梁詳細設計における橋長や流路工詳細設計における流路工延長は、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、概数として扱うことができるか。	積算上の現場条件は、数量ではないことから、概数として扱うことはできません。 また、設計数量と連動して変更となる積算上の現場条件は、概数の範ちゅうとして扱うことができますが、橋梁詳細設計や流路工詳細設計は、その他の単位で計上する数量となることから、これに該当しません。
5	河川水辺の環境調査に係る平均川幅や現地確認種数などは、現場条件に不確定要素が多く、現地の取り合い等により軽微な変更が予想されることから、その他の単位で計上する数量であっても、概数として扱うべきではないか。	河川水辺の環境調査に係る数量は、調査計画に基づき算定するものであることから、他の設計業務と同様に概数として扱わないこととしています また、積算上の現場条件である平均川幅や現地確認種数などは、調査結果から変更となる事項であることから、概数活用によるメリットはありません。
6	着手時、中間及び成果納品時の打合せ回数を内訳書の構成数量とした場合、それぞれの回数を概数として扱うことができるか。	打合せ協議の回数は、業務の履行条件であることから、概数として扱うことはできません。

## 11-5 契約書第17条

番号	質問・疑問	回答
1	「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。	<p>受託者は、共通仕様書において設計図書の点検が義務付けられています。</p> <p>また、業務着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま業務着手することとなります。</p> <p>よって、業務着手（委託期間開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、委託者が求める事項」に設計変更することができます。</p>
2	「設計図書間の不一致等」において、業務委託料に変更が生じなかった場合でも設計変更する必要があるのか。	設計図書を正しいものに変更するため、業務委託料に変更が生じなかった場合であっても、設計変更する必要があります。
3	「設計図書間の不一致等」において、業務委託料の変更は可能か。	業務数量総括表を変更する必要がある場合、その基礎である予定価格算出用設計書も変更する必要があります。その際に金額を変更する必要がある場合は、併せて変更します。
4	特記仕様書で履行条件を明示すれば、新工種を含め、委託期間終了直前の設計変更でよいのか。	<p>当初設計において、業務の履行条件や設計工法等を条件明示していても、設計工法の変更や新工種などが生じた場合は、設計変更処理後でなければ業務着手することはできません。</p> <p>なお、設計変更の時期は、軽微の変更の上申を含め、速やかに処理してください。</p>
5	測量・設計業務の直接経費や地質調査業務の間接調査費を当初設計時に計上していない場合、設計変更で処理することができるか。	直接経費や地質調査業務の間接調査費についても、「北海道建設部土木工事工種体系化の手引き」において積算体系を定義付けしていますので、こうした項目が変更となる場合は当然ですが、新たに必要となる場合であっても、契約書第17条（条件変更等）により処理することができます。

11-6 契約書第18条・第19条・第20条・第21条・第22条等

番号	質問・疑問	回答
1	設計工法の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	<p>金額が軽微の範囲内であれば、軽微な設計変更として処理することができます。</p> <p>ただし、契約書第18条により設計変更する際に、計画法線変更などの場合は、内容そのものが重要な変更となり、軽微な設計変更として処理できない場合もありますので、そのような場合は、本所事業担当課及び工事契約課と協議し、確認してください。</p> <p>また、当初発注時から契約書第18条による設計変更が予想される場合は、適切な履行条件明示をしてください。</p>
2	業務履行上の制約等から委託期間を延長する必要がある場合、どのようにすればよいのか。	<p>委託期間の延長理由が、委託者の責に帰すべきことなのか、受託者の責により業務の進捗がはかどらず委託期間を延長しなければならない等により判断が別れますが、業務の中止に関する場合は契約書19条、乙の請求による委託期間の延長の場合は契約書第21条、甲の請求による委託期間の短縮等の場合は契約書第22条に基づいて事務処理をしてください。</p> <p>なお、受託者の責めに帰すべき理由で委託期間内に完成できない場合は、契約書第40条に基づいて事務処理をしてください。</p>
3	予備設計において選定した構造型式により詳細設計を行う際に、受託者からより経済的となる工法などの提案を受けた場合、どのように処理すればよいのか。	<p>鋼橋上部詳細設計において、プレキャストPC床版の採用による径間数の軽減などの提案を受けた場合には、契約書第20条により処理することができます。</p> <p>ただし、あらかじめ行った予備設計の成果を覆す内容となることから、提案の採否にあたっては、土木現業所内に検討委員会を設置するなどして、慎重に判断する必要があります。</p> <p>なお、事務手続き等については、「北海道建設部測量調査設計等委託業務担当要領」及び「同運用」を参照してください。</p>

## 11-7 軽微な設計変更

番号	質問・疑問	回答
1	「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	「設計図書間の不一致等」を変更するためには、不一致が生じている設計図書を変更する必要があることから、軽微な設計変更として扱った場合であっても、その作業が軽減されないため、軽微な設計変更として扱わないこととしています。
2	軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。 また、軽微総括を行う時期は、業務完了前として良いか。	軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができます。 また、「軽微総括」を行う時期は、当該業務の不確定要素が解消した時点として良いので、結果的に業務完了前となることもあります。 なお、「軽微総括」として設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため、当該業務の不確定要素が解消したと想定される場合は、速やかに「軽微総括」を行い、契約変更する必要があります。
3	概数等発注の場合、水準測量の数量確定に伴う標杭設置の追加は、新たな種別（レベル3）の追加となる場合であっても、概数の範ちゅうとして扱うことができるが、通常の設計変更を軽微な設計変更として処理する場合も同様の取扱いとして良いか。	通常の設計変更を軽微な設計変更として処理する場合、地質調査業務については新たな種別（レベル3）、測量業務・設計業務については新たな工種（レベル2）の追加を「新工種」として扱うこととなりますので、取扱いは異なります。
4	概数等による発注は、軽微の設計変更による事務処理ができるか。	「11-1 概数等発注（共通編）」の番号8の回答を参照してください。
5	「簡易な資料作成の業務」とは、「競争入札参加資格関係事務取扱要領」でいう資格の種類「技術資料作成」による業務と考えて良いか。	委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領第1における「設計、測量、地質調査」は、「競争入札参加資格関係事務取扱要領」で定めた資格ではなく、「業務内容」を指しています。 また、「簡易な資料作成の業務」とは、「土木工事工種体系化の手引き」における次の項目（レベル1）をいい、上記取扱要領で定めた資格と必ずしも同じものではありません。 測量業務：竣工平面図作成 設計業務：漁港申請図書作成、保安林解除申請図書作成、施工管理、交付申請等に係る資料作成及び積算資料作成 なお、「技術資料作成」や「土木施設物の設計」等、「競争入札参加資格関係事務取扱要領」で定める資格は、発注する業務内容に応じて入札参加者に求める資格です。
6	軽微の設計変更でいう「新工種」とは何か。	「新工種」とは、地質調査業務については新たな種別（レベル3）、測量業務・設計業務については新たな工種（レベル2）が追加となる場合をいいます。 なお、設計変更時における単価等の取扱いについては、「4-4 積算上の留意点」を参照してください。
7	設計工法の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	「11-6 契約書第18条・第19条・第20条・第21条・第22条等」の番号1の回答を参照してください。

## 12 指定と任意の考え方

### 12-1 指定と任意の定義

業務を完了するための作業内容において、「指定」とは、設計図書のとおり作業を行うものであり、「任意」とは、受託者の責任において自由に作業を行うものである。

契約書第1条第4項に「乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。」と明記されているように、受託者の責任において履行するのが基本である。

**参 考** 別記第10号様式（土木工事に係る設計、測量、調査業務） 委託契約書  
（総 則）

第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、**設計図書**（別冊の**図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書**をいう。以下同じ。）に**従い**、日本国の法令を遵守し、**この契約**（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を**履行しなければならない**。

4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、**業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする**。

### 12-2 設計変更の取扱い

指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、履行条件明示をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

また、当初明示した条件には、特記仕様書や業務数量総括表の規格・摘要欄に明示した履行条件のほか、設計図及び数量算出書から判読できる事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

	指 定	任 意
設 計 図 書	履行方法等について具体的に指定する （契約条件として位置付け）	履行方法等について具体的には指定しない
履 行 方 法 等 の 変 更	委託者の指示又は承諾が必要	受託者の任意 （業務計画書等の修正、提出は必要）
履 行 方 法 の 変 更 が あ る 場 合 の 設 計 変 更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
当 初 明 示 し た 条 件 の 変 更 に 対 応 し た 設 計 変 更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
天 災 不 可 抗 力 に 対 す る 対 応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する	

なお、「土木工事工種体系化の手引き」においては、一般的に「任意」に該当し、契約対象とならない細別（レベル4）を括弧書きで表示している。

例）運搬費（資機材運搬、モノレール運搬等）、仮設費（足場仮設設置・撤去等）など

## 13 設計変更の進め方

### 13-1 適用

本章は、設計変更の事務処理をより効率的に進めるため、各建設管理部ごとに定めることが望ましい事項（設計変更処理の目安とする日数やその本部担当者等）のチェックポイントを整理したものである。

そのため、各建設管理部により内容等が変更となり得るものについては、**斜体太文字**により記載している。

### 13-2 チェックポイント

#### (1) 事業ごとの予算管理

事業担当課の**各担当主査**及び入札契約課予算担当者は、事業調整調書等により各事業の予算執行状況を確認するほか、出張所等から受けた予算にかかる相談については、相互に連絡調整し、情報を共有すること。

#### (2) 業務ごとの予算管理

##### ア 概数の確定による設計変更について

概数の確定による設計変更は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」とされており、「業務箇所全体の不確定要素が確定した時点」ではない。

よって、業務担当員は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で速やかに設計変更処理を行うこと。

また、結果的に数量に変更が生じなかった場合でも、その旨を支出負担行為担当者に報告すること。

結果的に業務費・委託期間に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに事業担当課の**各担当主査**及び入札契約課予算担当者と、その対応について打合せすること。

##### イ 通常の設計変更について

業務費・委託期間に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに事業担当課の**各担当主査**及び入札契約課予算担当者と、その対応について打合せすること。

#### (3) 迅速な事務処理について

##### ア 条件変更等

条件変更等に係る事務処理については、契約書第17条第3項により、調査終了後14日以内にその結果を受託者に通知することとなっているため、その措置としての業務内容等が決定前であっても、業務担当員は条件変更等を確認した時点で、打ち合わせ簿による協議を行い、速やかに支出負担行為担当者へ報告すること。

なお、措置の検討に日数を要することが予想される場合は、業務一時中止の措置を検討すること。

##### イ 設計変更理由書

事業担当課の**各担当主査**及び入札契約課予算担当者と事前にFAXやメール等で打合せし、その内容について手戻りが生じないようにすること。

##### ウ 設計図書（軽微な設計変更時の添付資料も含む）

上記イの設計変更理由を説明する際に必要となる設計図書についても、事業担当課の**各担当主査**及び入札契約課予算担当者へ事前にFAXやメール等で送付すること。

##### エ 本部における事務処理については、設計変更をスムーズに進めるため、その処理日数について目安を設定するなど、早期の事務処理に努めること。

## 14 関連通達集等

### 14-1 建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領

(平成19年3月23日建技第801号 各土木現業所長あて建設部長)

#### 建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領

##### 第1 目的

この要領は、公共事業に係る設計積算業務と入札の効率化及び契約条件の明確化を図るため、概数等による設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「委託業務」という。）の発注（以下「概数等発注」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 定義

- 1 概数等発注とは、委託業務の発注に際して当初設計の業務数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した業務数量の確定を行う手法をいう。
- 2 概数等とは、大部分が概数による業務数量で、次のいずれかによるものをいう。
  - (1) 平面図若しくは標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、深度、調査頻度等の数値を示し、これにより算出した業務数量
  - (2) 現地の取り合い等により、軽微な変更が予想される業務数量

##### 第3 適用の範囲

概数等発注は、次の条件を満たす委託業務に適用することができるものとする。

- 1 建設部及び土木現業所が発注する土木事業に係る委託業務であること。
- 2 概数等発注により業務費、委託期間等に著しい影響を与えない委託業務であること。

##### 第4 数量確定及び設計変更の時期

- 1 数量確定  
現地調査結果等に基づき、確定数量算出に係る不確定部分が解消した時点で、打ち合わせ簿により数量を確定する。
- 2 設計変更  
概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更することとする。

##### 第5 設計図書における履行条件の明示

- 1 概数の表示  
概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。
- 2 特記仕様書  
概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。
  - (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。  
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
  - (2) 概数として扱っている事項の履行に当たっては、履行前に業務担当員と協議すること。  
なお、数量の確認ができない場合を除き、履行前に数量を確定すること。

##### 第6 概数の活用

契約事項、非契約事項にかかわらず、業務費、委託期間等に著しい影響を与えないものについては、概数を活用する。

##### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

## 14-2 建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領の運用指針

(平成19年3月23日建技第802号 各土木現業所長あて建設情報課長、技術管理課長)

### 建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領の運用指針

#### 1 基本的な運用方針

建設工事に係る委託業務の数量は、既存調査資料等を用いて算定していること、また、個々の調査範囲等には、地形・地質等の自然条件及び地権者の意向など発注時においては種々の推定困難な諸条件もあることから、結果的に推計数量となる。

よって、業務の目的に影響を与えない範囲においては、「概数」を活用することが、設計積算業務と入札の効率化や契約条件の明確化に大きく寄与するものであるため、次の項目に留意し適切に運用すること。

#### 2 概数として扱うことが可能な業務数量について

大部分が概数による業務数量とは、次の数量をいう。

- (1) 基準点測量、応用測量、地質調査などの数量で、平面図若しくは標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、深度、調査頻度等の数値により算出した業務数量
- (2) 基準点測量、応用測量、道路設計など現場条件に不確定要素が多いものの数量や地質調査、土質調査など履行後でなければ数量の把握ができないものの数量で、現地の取り扱い等により軽微な変更が予想される業務数量

#### 3 数量確定・設計変更等について

##### (1) 数量確定について

ア 概数に係る不確定要素について、現地で詳細が判明した時点で、打ち合わせ簿により数量を確定する。

イ 業務担当員は、概数等に係る委託業務の履行に当たっては、受託者の作成した調査図等を速やかに十分照査・検討すること。

なお、協議結果は打ち合わせ簿に明記し、受託者にその写し等で指示する。

ウ 結果的に業務数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。

##### (2) 設計変更等について

ア 概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に業務費、委託期間に著しい影響を与える場合は、速やかに当該数量を設計変更する。

イ 概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。

また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、この理由により設計変更することができる。

ウ 概数に係る設計変更理由は「概数の確定による」のほか、簡単な理由を付記するものとする。

#### 4 留意事項

(1) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。

(2) 概数の確定に伴い、設計数量と連動する規格の変更や積算上の現場条件の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。

(3) 業務数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。

令和 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

業務担当員 ( 職 氏 名 )

概数として扱っていた数量の確定について

業 務 名

---

上記委託業務について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。

- 注 1 結果的に業務数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。
- 2 別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

(記号) 第 号  
令和 年 月 日

(受託者) 様

(支出負担行為担当者)

概数として扱っていた数量の確定について

業 務 名

---

上記委託業務について、別紙のとおり数量が確定したので承諾の上は、速やかに承諾書を提出してください。

注 別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

承諾様式

収 入

印 紙

承 諾 書

令和 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

住 所

受託者

氏 名

㊞

業 務 名

---

令和 年 月 日付け(記号)第 号で通知のありました上記委託業務の概数として扱っていた数量の確定について、承諾します。

## 14-3 委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

(平成19年3月23日建情第1299号 各土木現業所長あて建設部長)

[沿革] 平成21年1月15日建情第1075号改正

### 委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領

#### 第1 趣旨

この要領は、土木現業所が発注する工事に係る設計、測量及び地質調査業務（以下「委託業務」という。）の軽微な設計変更に伴う事務処理の簡素合理化を図り、事業の適期及び効率的執行を確保することを目的とする。

#### 第2 用語の意義

- 1 この要領において「軽微な設計変更」とは、現に履行中の委託業務に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う業務委託料の増減見込額の累計（業務委託料の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く。以下同じ。）が、現業務委託料の10パーセント以内で、かつ、200万円未満（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る業務委託料相当見込額の累計が100万円未満）のものをいう。ただし、支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第2条第9号に規定する支出負担行為担当者。以下同じ。）が特に重要な変更と認めるものを除くものとする。
- 2 この要領において「新工種」とは、設計変更に伴い、設計書に当該設計変更に係る業務に対応する工種がないため、当該業務の種別（第5の場合にあつては、種別及び細別等）を新たに追加することとなる場合における当該工種をいう。

#### 第3 設計変更の上申

業務担当員は、現に履行中の業務につき設計変更をする必要があると認める場合において、当該設計変更が軽微なものであるときは、設計変更上申書の左上余白に「軽微」と朱書し、支出負担行為担当者に上申するものとする。この場合において、業務担当員は、支出負担行為担当者の請求があつたときは、当該設計変更に係る設計図書（写真を含む。）を設計変更上申書に添付するものとする。

#### 第4 設計変更の決定等

- 1 支出負担行為担当者は、業務担当員から軽微な設計変更に係る設計変更上申書の提出を受けたときは、その内容を審査し、設計変更の必要があると認めるときは設計変更決定書の左上余白に「軽微」と朱書してその決定をするものとする。この場合において、当該設計変更決定書には、当該設計変更に伴う業務委託料の増減見込額を記載するとともに当該設計変更後における業務委託料見込額及び増減額の累計を記載するものとする。
- 2 支出負担行為担当者は、前項により設計変更の決定をしようとする場合において、当該設計変更により業務委託料が増額となる見込みのときは、配当を受けた歳出予算の範囲内においてこれを行うものとする。  
なお、軽微な設計変更の決定後においても、業務委託料の変更までの間、当該業務委託料の増額分が歳出予算の残額を超えないよう、常に把握し、予算の適正な執行を図るものとする。
- 3 支出負担行為担当者は、第1項により設計変更の決定をしたときは、その旨を別記第1号様式（設計変更通知書）により業務担当員及び受託者に対し通知するものとする。

#### 第5 設計変更に伴う業務委託料の取扱い

- 1 軽微な設計変更に伴う業務委託料の変更の手続は、設計変更に伴う増減見込額の累計が現業務委託料の10パーセントを超え、又は200万円以上となる時（新工種に係る増減見込額の累計が100万円以上となる時を含む。）及び業務完了前に一括して行うものとする。
- 2 支出負担行為担当者は、軽微な設計変更に伴う業務委託料の変更につき受託者と協議しようとするときは、設計変更決定書により決定の上、別記第2号様式（設計変更に伴う業務委託料の変更について）により受託者に通知し、変更契約書により契約内容の変更を行うものとする。この場合において、当該設計変更決定書の左上余白に「軽微総括」と朱書し、当該設計変更に係る設計図書等とともに第4の設計変更決定書を添付するものとする。

#### 第6 委託期間の変更を伴う設計変更の取扱い

委託業務に係る設計変更が第2の第1項に該当する場合であっても、当該設計変更に伴い委託期間を変更する必要があるときは、その都度業務の内容及び業務委託料等の変更の手続をするものとする。

設計変更通知書

(記号) 第 号

年 月 日

( 受 託 者 )  
( 業 務 担 当 員 ) 様

( 支 出 負 担 行 為 担 当 者 ) 閣

業 務 名

---

業 務 箇 所

---

年 月 日に締結した上記委託業務について、次のとおり業務内容を変更するので通知します。

なお、この変更に伴う業務委託料の変更については、別途協議する予定です。

記

( 変 更 の 概 要 )

注 この通知書には、必要に応じ設計変更関係図書を添付すること。

(記号) 第 号

年 月 日

(受託者) 様

(支出負担行為担当者) 印

設計変更に伴う業務委託料の変更について

業 務 名

---

業 務 箇 所

---

さきに業務内容を変更した上記委託業務について、別添変更契約書のとおり業務委託料を変更したいので、承諾の上は、記名押印後速やかに変更契約書を提出してください。

#### 14-4 委託業務における「設計成果の品質向上に係わる取組み」について

(平成23年3月8日建技第1120号 各総合振興局・留萌振興局副局長(建設管理部担当)あて技術管理課長)

##### 委託業務における「設計成果の品質向上に係わる取組み」について(通知)

社会資本整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その良否が公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を担っている。しかし設計業務の成果に不備があることが施工段階で散見されるなど、近年、成果品の品質向上が重要な課題となっている。

これまで設計成果品の品質向上に向け「設計図書の照査がドライブ」(平成18年1月17日付け建技第628号一部改定)、「詳細設計照査要領」(平成20年10月10日付け建技第479号一部改正)、「詳細設計業務における設計条件打合せ簿について」(平成20年10月10日付け建技第480号一部改正)、「委託業務における事業担当課との中間打合せについて」(平成17年9月14日付け建技第392号)など各種取組みを進めてきたところですが、より一層効果的なものとするため、この度、次のとおり取扱いを定めましたので、関係職員に対して周知と取組みの徹底をお願いします。なお、表記については、平成23年4月1日以降積算基準日より適用することとし、「委託業務における事業担当課との中間打合せについて」(平成17年9月14日付け建技第392号通知)は廃止します。

##### 記

- 1 業務スケジュールの適正な管理について (別紙1)
  - (1) 業務フローチャート
- 2 中間打合せの強化について (別紙2)
  - (1) 事業担当課との中間打合せの取扱いについて (別紙3)
- 3 適切な工期の設定と工期の平準化 (別紙4)

(別紙1)

##### 業務スケジュールの適正な管理について

委託業務における業務スケジュールを把握することは、業務を適正かつ円滑に遂行するうえで基本となる事項であることから、次のとおり十分留意すること。

##### 記

- ① 主任担当者及び担当員は、業務スケジュールを常に把握し円滑な業務遂行に努めること。
- ② 主任担当員及び担当員は、業務の着手段階において、業務実施中に委託者の判断・指示が必要とされる事項の有無及び打合せ時期について受託者と協議し、受託者が業務計画書の工程表及び打合せ計画に反映させたのち確実に実施させる。
- ③ 中間打合せ時に、工程表により進捗状況を確認し、今後の検討課題・対応・予定を整理する。
- ④ 工程表の作成及び業務打合せの実施時期等については、「工程表作成例」及び「業務フローチャート(詳細設計業務の例)」を参照のこと。

##### ※ 工程表作成のポイント

- ・ 中間打合せ等の予定を明確化
- ・ 委託者の判断が必要となる事項を網羅してピックアップ
- ・ 協議に必要な資料を受託者がいつまでに作成するか明確化
- ・ 委託者がいつまでに協議を終了し受託者に指示するか明確化
- ・ 中間打合せ時に進捗状況、今後の検討課題・対応・予定を整理

(別紙2)

### 中間打合せ（段階確認）の強化について

委託業務における中間打合せは、設計方針の共有、問題点の早期発見・早期解決による、設計業務の手戻り防止と成果品の品質向上を図るうえで特に強化すべき事項であることから、次のとおり十分留意し業務を実行すること。

#### 記

- ① 打合せの際に受託者からの広い分野の疑義等に対して、担当員一人だけの判断で回答している場合や、それらの結果を主任担当員が速やかに把握できていない場合が見受けられるため、主任担当員は、担当員の習熟度に関わらず、打合せに同席するよう努めること。
- ② 事業の計画に係る業務や詳細設計業務等の中間打合せについては、一部の業務（簡易な設計など）を除き、事業担当課職員の立会を求める「事業担当課との中間打合せ」を原則1回は行うこととし、主任担当員も同席すること。  
なお、打合せの実実施計画については受託者の意見を考慮するとともに、業務の内容によっては「事業担当課との中間打合せ」を複数回行うことも検討すること。
- ③ 上記の「事業担当課との中間打合せ」以外においても、主任担当員及び担当員は、業務を遂行するうえでの疑義や問題点等について、日頃より事業担当課職員と打合せを行い円滑な業務遂行に努めること。（受託者を除いた事業担当課との打合せを実施）
- ④ 現場条件に応じた施工手順の検討や仮設の設計が不備なことから、現場と設計とが一致せず施工が中断する（工事の一時中止）などのケースが散見されるため、委託者と受託者は現場条件を熟知するべく第1回打合せや中間打合せを現場で実施することも積極的に検討すること。
- ⑤ 業務の途中段階において、内容の変更や疑義等で中間打合せの追加が必要となった場合には、その都度業務計画書を変更し速やかに打合せを実施すること。
- ⑥ 中間打合せの実施時期等については、「業務フローチャート（詳細設計業務の例）」を参照のこと。

(別紙3)

「事業担当課との中間打合せ」の取扱いについて

1. 事業担当課との中間打合せについて

1) 対象業務

対象業務については、一部の業務等（簡易な設計など）を除き、事業の計画に係る業務や詳細設計業務等を対象とし、事業担当課と協議のうえ、適宜決定すること。

2) 回数

回数については、原則1回は実施することとするが、業務内容を勘案して適宜決定することとする。

3) 実施段階

事業担当課との中間打合せをどの段階で実施するかは業務計画書提出時に業務内容を勘案のうえ決定すること。

なお、詳細設計業務の場合の目安は「一般図作成、細部条件・構造細目の照査後」とする。（別添の業務フローチャート参照）

4) 協議結果

協議結果については、打合せ簿に「事業担当課との中間打合せ結果」と明記したうえで内容を記録し、記録内容については必ず事業担当課職員の確認（署名または押印）を受けること。

2. 設計図書作成時の留意点

1) 事業担当課との中間打合せ回数、実施段階及び打合せ場所を特記仕様書に明記すること。

2) 事業担当課との中間打合せに係る旅費・交通費について、適切に計上すること。

また、打合せ場所や回数に変更が生じた場合は別途協議する旨を特記仕様書に明記すること。

3) 受託者の都合により申し出のあった打合せは、設計変更の対象外とする旨を特記仕様書に明記すること。

4) 既発注業務で事業担当課との中間打合せを活用し、当初設計の打合せ回数や場所等が変更となる場合は、適切に処理すること。

3. 検定時の留意点

1) 検査員は、「中間打合せ結果」や「事業担当課との中間打合せ結果」を尊重のうえ、検定を実施すること。

2) 検査員は、「中間打合せ結果」や「事業担当課との中間打合せ結果」に基づき作成された成果品が、委託の目的を達成していないと判断するときは、その理由を委託業務検査記録簿に明記し、支出負担行為担当者に報告すること。

また、業務担当員は業務期間や業務委託料の変更について速やかに事業担当課と協議する。

4. その他

1) 業務担当員は「事業担当課との中間打合せ」を行う際は、受託者からの「段階確認願」を受けるとともに、事前にEメール等を活用し打合せ資料の内容を把握し、事業担当課職員に対して確認や指示を得たい事項等について整理しておくこと。

2) 事業担当課の職員は、「事業担当課との中間打合せ」を行いたい旨の依頼を業務担当員から受けた時は、課内にて日程調整を行い、出来る限り希望日時に打合せができるよう努めること。

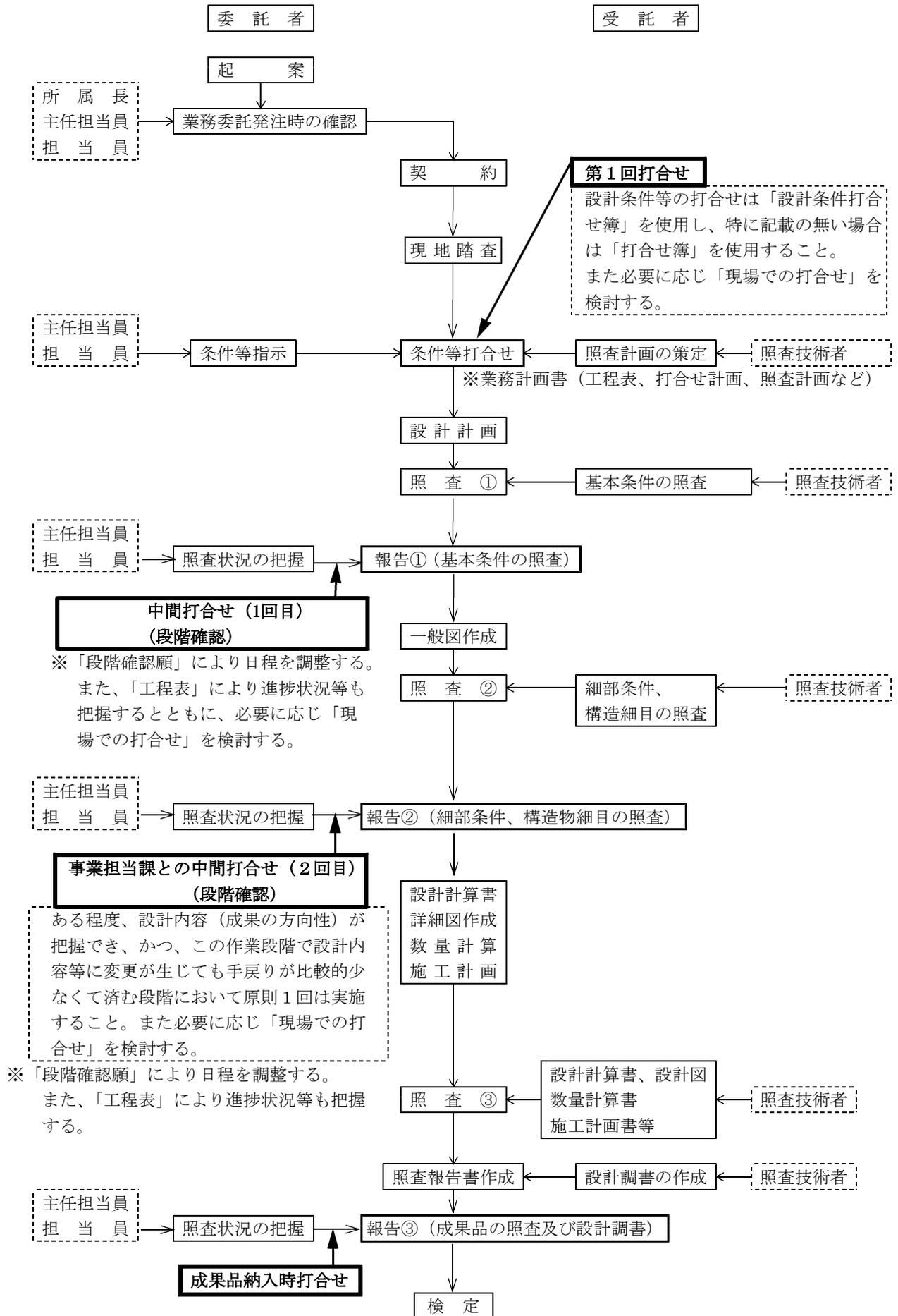
3) 業務担当員は、事業担当課に「事業担当課との中間打合せ」を依頼する際は、日程に余裕を持って依頼を行うとともに、複数の業務が同時期に実施可能かどうかを事務所内にて他の業務担当員と調整を行ったうえで依頼するよう努めること。

4) 事業担当課の職員は、「事業担当課との打合せ」の際の疑義等に対して、その場で回答を見出せない場合は、同課の職員はもちろんのこと、他課や地域調整課の職員の意見も求め、回答を保留することで業務を滞らせることがないように努めること。

また、必要に応じて本庁担当課の職員の意見も求めること。

5) 「段階確認願」（測量調査設計業務等共通仕様書 総則 I -9 様式第1-4号）により日程を調整すること。

# 業務フローチャート（詳細設計業務の例）







## (特記仕様書記載例)

### 特記仕様書(設計協議)

#### 20-03-03 設計業務

当該業務の打合せは、次のとおり予定している。

また、中間打合せ2回のうち1回(下記の間中打合せ2回目の履行段階)については、当該事業担当課(〇〇課)の職員も含めた打合せを行うことを予定している。

なお、打合せ回数に変更が生じた場合には、委託者と受託者との協議により設計変更する。

ただし、受託者の都合により申し出のあった打合せについては設計変更の対象外とする。

#### 1 第1回打合せ(現場打合せ)

(1) 打合せを実施する履行段階:業務計画書作成時

(2) 打合せ場所(住所):〇〇建設管理部〇〇出張所(〇〇郡〇〇町〇〇△△番地)

現場打合せ場所(住所):〇〇市〇〇番地先

#### 2 中間打合せ(1回目)(現場打合せ)

(1) 打合せを実施する履行段階:設計条件の照査後

(2) 打合せ場所(住所):〇〇建設管理部〇〇出張所(〇〇郡〇〇町〇〇△△番地)

現場打合せ場所(住所):〇〇市〇〇番地先

#### 3 中間打合せ(2回目)

(1) 打合せを実施する履行段階:一般図作成、細部条件の照査後

(2) 打合せ場所(住所):〇〇建設管理部(本所)(〇〇市〇△条〇△丁目△番地)

#### 4 成果品納入時

(1) 打合せを実施する履行段階:成果品納入時

(2) 打合せ場所(住所):〇〇建設管理部〇〇出張所(〇〇郡〇〇町〇〇△△番地)

#### 5 留意事項

第1回打合せ及び中間打合せを行う際は、業務担当員に実施状況等を記載した「工程表」を提出すること。

事業担当課との中間打合せを行う際は、事前に業務担当員と打合せ内容と確認事項等について整理しておくこと。なお、委託者の都合により、事業担当課との中間打合せ場所や回数に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

また、事業担当課との中間打合せの結果は、打ち合わせ簿に「事業担当課との中間打合せ結果」と明記し、打合せを行った事業担当課職員の所属・職・氏名を記載すること。

さらに、業務担当員を通じて事業担当課職員の確認(署名または押印)を必ず受けること。

#### 20-03-04 設計条件打合せ簿の使用

1 当該業務における設計条件の設定については、「設計条件打合せ簿」を使用すること。

なお、「設計条件打合せ簿」に記載の無い事項については、「打ち合わせ簿」を用いて行うこと。

2 「設計条件打合せ簿」については、北海道建設部建設管理局技術管理課のホームページから入手すること。(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/gkn/)

(別紙4)

#### 設計業務における「適切な工期の設定と納期の平準化」の取り組みについて

社会資本整備を推進するうえで、建設コンサルタント業務の成果は、最も基礎的で重要な要素であり、その精粗が事業の完成に重大な影響を与えることになり、成果品の品質向上を図ることは、重要な課題であると考えます。

設計業務については納期が年末、年度末に集中する傾向にあり、業務の過密化が原因とみられる成果品の不備が施工段階で発見される例もあることから、「適切な工期の設定と納期の平準化」について、次のとおり取り組むこととする。

#### 記

- ① 設計業務の適正な履行期間を確保するために、引き続き早期発注に努めること。
- ② 設計業務を適切に実施するためには、技術的な検討や成果品の照査を行うための十分な作業期間を確保することが重要であることから、適正な工期の設定に努めること。
- ③ 融雪後に再確認などが生じないよう適切な時期に業務が出来る期間を設定すること。
- ④ 業務実施に過不足のない適正な工期を設定した上で、業務の集中を防ぐため工期末の分散を図ること。ただし、適正工期の確保を優先すること。

